

平成30年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年6月14日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（11名）

1 番	村 田 定 人 君	2 番	金 木 直 文 君
3 番	阿 部 和 也 君	4 番	船 本 秀 雄 君
5 番	小 寺 光 一 君	6 番	熊 谷 俊 幸 君
7 番	平 山 美知子 君	8 番	磯 野 直 君
9 番	逢 坂 照 雄 君	10 番	寺 沢 孝 毅 君
11 番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	佐 々 木 慎 也 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長 管 財 係 長	清 水 聡 志 君

財務課税務係長	山 川 恵 生 君
町民課長兼住宅係長	室 谷 眞 二 君
町民課主幹兼環境衛生係長	木 村 和 美 君
町民課総合受付係長	蟻 戸 貴 之 君
町民課町民生活係長	道 端 篤 志 君
福 祉 課 長	今 村 裕 之 君
福祉課子ども係長	木 村 謙 彦 君
福祉課国保医療年金係長	室 谷 みどり 君
健康支援課長	豊 島 明 彦 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥 山 洋 美 君
健康支援課主幹兼保健係長	棟 方 富 輝 君
健康支援課介護保険係長	金 丸 貴 典 君
建 設 課 長	敦 賀 哲 也 君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹 浪 満 君
建設課管理係長	宇 野 延 仁 君
建設課土木港湾係主査	山 平 博 久 君
上下水道課長	宮 崎 寧 大 君
農林水産課長	鈴 木 繁 君
農林水産課農政係長	更 科 信 輔 君
農林水産課水産林務係長	木 村 康 治 君
商工観光課長	高 橋 伸 君
商工観光課観光振興係長	富 樫 潤 君
商工観光課商工労働係長	大 西 将 樹 君
天 売 支 所 長	金 子 伸 二 君
焼 尻 支 所 長	熊 谷 裕 治 君
学校管理課長 兼 学 校 給 食 センター所長	春日井 征 輝 君
社会教育課長 兼 公 民 館 長	渡 辺 博 樹 君
体育振興係長	
学校管理課総務係長	近 藤 優 樹 君
学校管理課学校教育係長	藤 井 延 佳 君
社会教育課社会教育係長	高 橋 司 君
社会教育課体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
学校給食センター主査	宮 嶋 真奈美 君
農業委員会事務局長	伊 藤 雅 紀 君

選挙管理委員会事務局長

飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

井 上

顕 君

総務係長

杉 野

浩 君

書 記

土清水

彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成30年第4回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成30年第4回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成30年度がスタートして早いもので3カ月がたとうとしております。ようやく暖かい日が続くようになり、夏の到来を感じさせる季節となってまいりましたが、町の各産業においても活気を帯びておりますので、この場をおかりいたしましてそれぞれの現況などをご報告させていただきます。

初めに、農業であります。この冬は積雪が多い状況でありましたが、3月中の気温上昇の影響で融雪が早く、農作業には適した状況でのスタートとなりました。このような中、水稻の発芽や生育は順調に進み、田植えは例年と同時期の開始となりました。近年は、農業者の努力や関係機関のご指導、ご支援により豊作の年が続いており、本年も天候が順調に推移し、豊穰の秋を迎えるようご祈念申し上げるところであります。畑作については、融雪が早かったことから播種作業は順調に行われており、秋まき小麦については生育が例年に比べ5日ほど進んでいる状況にあります。アスパラガスについては、露地物の収穫が連休明けから始まりました。低温や5月中旬から下旬にかけての水不足により収穫量が昨年と同様に少なくなっている状況にありましたが、6月に入り天候がよくなり、収穫量は伸びているところであります。また、苗の更新や新品種の導入も3カ年計画の3年目を迎え、さらなる品質の向上と収量の増加に期待しているところであります。牧草については、気温の上昇と降雨により、平年並みではありますが、順調に生育している状況にあります。

次に、焼尻めん羊牧場についてであります。酪農学園大学との連携により、学生の研修の場として焼尻めん羊牧場を活用し、大学の持つ高度な知識や技術の提供を受けるとともに、研修における学生の労力を受けることで相互に利益を享受し、より適切な牧場管理体制の構築を目標としてまいります。また、好評である焼尻めん羊飲食店等購入事業を町内の飲食店等のご協力をいただきながら引き続き実施するとともに、羊肉についてはふるさと納税の返礼品としても活用しておりますことから、焼尻めん羊のさらなる知名度アップや町外からの集客、地産地消の推進につながるよう努めてまいります。

次に、漁業であります。羽幌地区、離島地区を合わせた5月の水揚げは、昨年同期と比較いたしますと漁獲量で141トン減少しており、漁獲金額では7,000万円ほど下回っている状況であります。主な内容であります。タコやヤリイカで漁獲金額が大きく

上昇している一方で、エビやカレイ類、ホタテ成貝、タラで減少している状況にあります。いずれにいたしましても、今後における漁獲の向上と消費の拡大に期待を寄せるものであります。

次に、観光であります。5月9日から15日までの7日間、新宿高島屋大北海道展において本町の特産品である甘エビを催事の看板商品として取り扱いいただき、生鮮甘エビの販売を初め、町内業者による水産加工品や菓子など特産品の販売を行うとともに、天売島、焼尻島の魅力をPRするための写真展示やPR映像を放映するなど、都市圏に対し本町の魅力を宣伝、広報する絶好の機会となったところであります。今や道内屈指のグルメイベントとして定着しているはぼろ甘エビまつりは今年で8回目を迎え、6月23日、24日の2日間の開催に向け準備が進められております。近年の不漁により甘エビの販売量確保が懸念されますものの、とれたて甘エビの販売や町内外出店者による甘エビを使用したグルメの提供により、多くの集客と地域への経済効果に期待をしているところであります。また、本年より観光協会が主催する市街地区謎解き宝探し事業、オロ坊とサンセット王国の秘宝が今月中旬より開催されます。はぼろ甘エビまつりなどの各種イベントやはぼろバラ園来場者などが中心市街地へ回遊することにより、町内全体のにぎわい創出にも期待をしているところであります。離島地区では7月21日、22日に天売ウニまつり、8月4日、5日には焼尻めん羊まつりを島の一大イベントとしてそれぞれ予定されているほか、これまで好評を博している謎解き宝探しイベントを本年も継続して行うこととしており、7月からのスタートに向け準備が進められております。また、多くの観光客を呼び込むため、羽幌沿海フェリー株式会社との連携により6月から8月の3カ月間に及ぶ高速船旅客運賃の3割引きを継続し、豊かな自然環境を生かした体験観光や現地でしか味わえない海産物など、離島観光の魅力を広く発信し、町全体の観光誘客の増進につながるよう努めてまいります。

次に、商工業であります。企業振興促進助成制度のさらなる普及と活用促進を行いつつ、関係機関との定期的な情報交換や連携をもとに、引き続き地域経済の活性化を図られるよう努めてまいります。また、今年度新設いたしました社宅建設促進支援制度の活用を促すとともに、中小企業者持続化支援制度や6次産業化助成制度などの各種支援制度の活用も促進し、新商品の開発や販路拡大など、新たな産業活動や生産性向上への取り組みによる地域経済の活性化に大きな期待を寄せるものであります。このほか、羽幌町商工会によるワンコイン商店街事業の実施が7月に予定されており、他の施策展開ともあわせて地域内における消費喚起、さらには消費活性化への契機となることを期待しているところであります。

最後に、公共工事であります。産業廃棄物埋め立て処分場建設のほか、羽幌小学校のグラウンド整備や幸町団地の公営住宅2棟4戸の建設、また27年度より橋梁の長寿命化に取り組んでおりますが、今年度は落原橋及び竹内橋の補修等を予定しております。道路では、6条通の舗装修繕を実施するほか、公営住宅など公共施設の解体工事なども予定し

ております。また、下水道の関係では、豪雨等による浸水対策として栄町第4排水区の管渠布設工事を予定し、水道の関係では浄水場の受変電設備更新や屋上屋根防水工事を行うほか、量水器の取りかえや市街地区の配水管布設替を予定しております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告2件、専決処分の承認1件、議案として条例案3件、辺地計画の変更1件、過疎計画の変更1件、補正予算案1件、諮問として人権擁護委員の推薦1件の計10件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

6番 熊谷俊幸君 7番 平山美知子君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月7日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、熊谷俊幸君。

○議会運営委員会委員長（熊谷俊幸君） 報告します。

6月7日、議会運営委員会を開催いたし、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

定例会における提出案件は、報告2件、承認1件、議案6件、諮問1件、発議2件、都合12件、加えて一般質問5名8件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、定例会の会期は本日から15日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告の後、行政報告、一般質問をもって終了といたします。明15日は、報告、承認、一般議案、補正予算、諮問、発議について審議いたします。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から6月15日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの2日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(森 淳君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成29年度2月分から5月分まで及び平成30年度4月分から5月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、金木直文君。

○総務産業常任委員会委員長(金木直文君)

平成30年 6月14日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 金 木 直 文

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成30年 4月18日

(1) 小形風力発電施設の現状と対応について

(2) 港湾関連施設視察について

平成30年 5月17日

除排雪業務について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長(森 淳君) 次に、文教厚生常任委員会委員長、磯野直君。

○文教厚生常任委員会委員長（磯野 直君）

平成30年 6月14日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会
委員長 磯野 直

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成30年 4月12日

武道館建設について

平成30年 5月11日

- (1) 住宅改修促進助成事業について
- (2) 子育て支援について

平成30年 5月16日

羽幌小学校グラウンド及び市街地区教職員住宅整備事業について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 緑の村（旧太陽小学校）の円形体育館の倒壊についてご報告申し上げます。

当町の施設であります緑の村（旧太陽小学校）の円形体育館の倒壊に関し、その発生状況と今後の対策についてご報告を申し上げます。

緑の村は、農林水産省の補助事業、農村地域農業構造改善事業により、昭和54年から3カ年計画で整備した農業体験実習施設で、羽幌炭砒の閉山により閉校した旧太陽小学校を再利用した施設であります。昭和57年から平成7年まで宿泊等業務の運営を行い、その後は宿泊等業務、キャンプ業務を休止し、その他の屋外施設の管理のみ行ってまいりましたが、利用者は減少し続け、平成9年より休村しております。休村後は、道道の通行どめなどにより冬期間の管理は難しい状況にありましたが、そのほかの期間については、施

設の老朽化が進んでいることもあり、安全面を考慮して施設への立入禁止及び封鎖措置を行ってきたところであります。

このたび大雪の影響から、屋根に積もった雪の重みに耐えかね、屋根を支えていた鉄骨が折れ曲がって内側に崩れ落ち、窓枠やガラス等が体育館周辺へ飛び散った状況となりました。現在は、緑の村へ通じる道路にバリケードや看板を設置して立入禁止をしているほか、散乱したガラス等の片づけや整理を行うとともに、窓や扉をコンパネで塞いで建物を封鎖したところであります。今後の対策といたしましては、補助金適正化法による施設の処分制限期間が残り約20年あるため、手続上すぐには解体ができない状況となっておりますことから、安全を確保するため、今まで同様に立入禁止及び封鎖措置を継続していきたいと考えております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。9番、逢坂照雄君、3番、阿部和也君、5番、小寺光一君、1番、村田定人君、2番、金木直文君、以上5名であります。

最初に、9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それでは、小形風力発電施設について質問いたします。

北海道は、人口密度が低いことや土地面積が広く、風が強く吹くことなどから、再生可能エネルギーである太陽光、風力、バイオガス、バイオマス、小水力発電などの取り組みが活発に行われております。このこと自体は大変よいことだと思いますが、反面高圧電線や小形風車の設置により近隣住民への目には見えない騒音や低周波音など人体への影響も懸念されており、さらに自然環境や野鳥保護の問題なども指摘されております。羽幌町も年中風が強く、風力発電には最適な地域であるとのことから、近年急速にこの小形風力発電施設の建設が見受けられます。先般の総務産業常任委員会において羽幌町小形風力発電施設建設に関するガイドラインの制定、現在の稼働数や今後の建設予定などの説明がされたが、地域住民の安全、安心の確保や生活環境の保全、さらには住民の理解度はまだまだ十分とは言えない現状であると考えます。そこで、次のとおり4点について質問いたしま

す。

1点目、急速に普及、建設されてきた小形風力発電施設について、町としてどのような認識を持っているのか。

2点目、多くの町民がこの小形風力発電施設について施設の内容や騒音、低周波音、人体への影響問題などをよく理解されていないと聞く。それらに対する町の対策、対応はどのようなになっているのか。

3点目、羽幌町は小形風力発電施設に関するガイドラインを制定したが、さまざまな懸念に対応するため、拘束力のある条例を制定する考えはないか。

4点目、小形風力発電施設の設置には地域住民の安全と安心が図られ、その上で住民の理解を得ることが重要であり、そのためには早期に情報を把握しておく必要があると思う。新たな施設設置に関する情報を把握しているか。また、そのような情報を早期に把握するための対応はないか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小形風力発電施設への認識についてであります。再生可能エネルギーの導入加速化は国の環境政策において極めて重要とされており、平成28年に固定価格買い取り制度に係る制度改革がなされたことから、国のエネルギー政策に基づき、買い取り価格が他のエネルギーよりも高価であった小形風力発電施設の建設が急速に普及したものと捉えております。

2点目の小形風力発電施設に係る騒音などへの対応についてであります。平成29年5月、環境省水・大気環境局長による通知、風力発電施設から発生する騒音に関する指針についてでは、これまでの研究結果を踏まえると風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いほか、超低周波音と低周波音と健康被害については明らかな関連を示す知見は確認できないとされております。しかし、風車騒音については、周辺環境等により聞こえ方が異なりますので、不快に感じるがありましたら、設置事業者へ直接、もしくは町のほうへ連絡いただくことで当該事業者へ通報するなどの対応を行ってまいります。また、発電事業を適切に実施されない事業者については、資源エネルギー庁ホームページから不適切案件として情報提供するものとしております。

3点目のガイドラインの条例化についてであります。今後における再生可能エネルギー施策や本町の状況を踏まえつつ、どのような対応が可能なのか調査を継続し、必要に応じて条例化を検討してまいりたいと考えております。

4点目の新たな施設設置に関する情報の把握と早期把握への対応についてであります。新たな施設に関する情報といたしましては、ガイドラインに基づく関係書類の受理や資源エネルギー庁ホームページにおける認定事業者の公表内容を確認し、把握いたします。また、早期の対応といたしましては、現況確認など職員による目視、または町民の皆様から

の情報提供をいただき、把握してまいります。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それでは、答弁書に基づきまして再質問をさせていただきます。

1点目についてですが、町の認識についてはおおむね理解をいたしました。この再生エネルギーの推進は、平成23年3月1日に発生しました東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、翌年の平成24年7月に特別措置法として施行されたものでございます。原子力発電への依存から二酸化炭素などの排出がないクリーンなエネルギー発電に切り替えていこうという国のエネルギー政策であります。答弁書の中に、買い取り制度に係る制度改革がなされたことから、急速に普及されたと捉えたとありますが、どのような制度改革がなされたのか。また、羽幌町もここ二、三年で急速に普及されてきたわけですが、その主な要因についてどのように捉えているか伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

制度の改正の部分なのですが、まず大きくかわった部分につきましては、発電事業を行いたい事業者がこれまでは国に先に申請をして、認定を受けてから北電に対する系統連系の申し込み等を行い、その辺の契約が整ってから事業を開始するという流れになっていたのですが、なかなか事業が進捗されていないということでありまして、見直し後は、事業を検討した際には電力会社との協議を先に行うという部分ですとか、土地の確保を行うですとか、そういう手続関係を先に行ってから国のほうに申請を行うという手続の流れが変わったという部分でございます。それから、最近小形風力がふえてきた要因といたしましては、太陽光、風車等、いろいろ発電はあるのですが、小形風力発電につきましては電力の買い取り価格が高く推移していたということから、近年ふえていったという認識であります。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 電力の買い取り価格が高くなったということで普及されてきたのかなというふうに思いますが、今下がってきたという傾向もお聞きするのですが、その辺はどういうふうな形になっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

平成29年度までは税別で55円という価格設定で、平成30年度からは20円という価格になっているのですが、経過措置といたしまして、土地を確保できますという書類を含みまして北電との接続契約以外の必要書類を2月末までに申請をしまして、今年の7月末までに北電との電力契約が済むことが確認できている場合につきましては、29年度の高い55円で買い取りをするということになっているそうです。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 内容はわかりましたので、次に移りたいと思います。

この風力発電については、騒音や低周波音などさまざまな問題が発生し、全国各地で法廷紛争まで発展した地区もございますし、羽幌町においても、確認はしておりませんが、騒音問題が発生したと聞いております。さらには、これは和歌山県の由良町であるのですが、現在低周波音による人体影響が大きな問題となっていると。また、先般5月14日には、稚内市において風力発電の撤去命令を出したというようなことが新聞紙上等で発表されていますが、そのことについて羽幌町としてどのように捉えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、健康被害等につきましては、町長からの答弁で申し上げましたとおり、国の通知によりまして、基本的には影響がないのかなとは思ってはいるのですが、騒音ということで、風向きですとか周辺環境によりましては、影響を受ける方といえますか、そういう部分は異なってくると思いますので、当初のガイドラインでもできるだけ住宅地のところから距離を置くような設置をお願いをしているところであります。また、総務産業常任委員会のときにでも築別地区のほうで事案等をお知らせいただきまして、当然そういう事案が発生したときには国のほうにこういう案件だということを相談申し上げた上で、設置事業者に対する措置ですとか、そういうことを行っていただけるといことで、国に対してもお伝えをしておりますので、何が問題があった場合につきましてはそのような対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それでは、今の答弁では何か問題があれば国のほうに言うとか、いろいろとこういう状態だということを述べて、その対処をするという形をとるとい理解でよろしいですか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） はい、そのとおりでございます。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） わかりました。

次に、先ほども再生可能エネルギー、地球の温暖化あるいは二酸化炭素の排出削減のために大変有効であると、再生可能エネルギーについては、今後も地域、地区の住民の理解を得ることを条件として、今後羽幌町としてより推奨されていくのか、またはこのままの流れでいくのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま逢坂議員の再質問の中で、推奨するか、このままでいくかというご質問でございましたので、その部分につきましては、先ほど来議員からもお話

ありましたように、震災等で原発がとまっていると、またCO₂の温暖化の問題もありまして、国のほうで電源を確保するために太陽光であるとか風車を進めているわけですが、当町におきましては、先ほど来より出ております国の指針等でははっきり被害等は確認されておりませんが、町なかに乱立することになりますと、20年間確実に経営していただければ問題ないわけですが、どこの業者かわからない業者が来て、途中で倒産等になった場合に、そういった新たなごみが発生するというようなことも起きますので、なるべく推奨しない方向で進めていきたいというふうに私は考えております。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 羽幌町としては推奨はしていかないけれども、流れのままにいくということの理解でよろしいでしょう。そういうことで、慎重にこれからこの施設の設置については行って、許可というか、町はできませんが、調査なり、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。

次に、この施設の許可庁は国の経済産業省資源エネルギー庁であります、羽幌町のかかわりはどの程度あるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 直接的なかかわりはございません。ただ、業者が来て、土地を貸してくれませんか売ってほしいという話では来ておりますけれども、あとは民地のほうで対応する場合については手の出しようがないというので、ガイドラインを作成いたしまして、それが一番早い方法だということで禁止するというのも、先ほど言った電力の問題も国の施策でございますので、住民に迷惑がかからない一番最良、最速の方法としてガイドラインを設けさせてもらったということでございます。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） その件についてはわかりました。

それから次に、先般総務産業常任委員会が開催されまして、4月18日現在、汐見、築別地区の町有地を賃貸したとのご報告がありました。その賃貸された理由と賃貸期間はいつまでなのか伺います。また、その土地には借地権というのがございまして、そういう設定する必要があるのか、それもあわせて伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

ただいまご質問の町有地の関係でございますが、1筆につきましては、賃貸借契約の期間につきましては平成30年4月1日から51年の3月31日まで20年間となっております。残りの3筆につきましては、平成28年の11月1日から30年の3月31日までのまず3年間でお貸しした後、この後3年間ごとの自動更新をしております。貸し付けにつきましては、先般の総務産業常任委員会でもご説明申し上げましたが、基本的には土地につきましては町として将来的に使う予定がないというところを貸し付けしております。また、今回の風力発電の設置場所につきましては隣接地の所有者の方ともお話をさせてい

ただきまして、特に問題がないと同意を得られたところをお貸ししております。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それでは、1筆目の土地については20年と、その後あとの2つについては3年ごとの更新ということで、いつまで続くかわかりませんが、そういう状態ということで理解して、借地権について答弁いただいていないので、ちょっとお願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 申しわけございませんでした。

あくまでも町のほうとして行っておりますのは土地の賃借契約のみでございますので、それ以外の権利等については設定されていないものでございます。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 借地権の意味を調べたところ、土地を賃貸した場合にある程度必ず、地上権といいますか、土地を利用してもらう地上権、あるいは土地借地権とかという2種類がありまして、それを設定するというふうな条件があるみたいなのですが、それは羽幌町はしていないということで、それで問題ないということなのですか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

ご質問の地上権でございますが、逆にこの地上権設定をしてしまいますとかなり効力が強くなります。うちと今借りている業者さんとで地上権の設定契約をして、これを登記してしまいますと、逆にその業者さんがほか業者さんのほうに権利を譲渡するとか、そういう形ができてしまう形になりますので、町といたしましてもあくまでも土地の賃貸借のみとして、町と借り受けした業者さんだけの契約で済む形をとっております。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） わかりました。

次に、町の土地を賃貸する場合、羽幌町全体の景観が大きくかわるといいますか、失われていく可能性も大いにあると思います。例として隣町である苫前町は、早くから風力発電施設を数多く設置しております。ここ数年で苫前町においても強風や本体の劣化などで倒壊等した発電所が幾つかございます。羽幌町は現在2社に対して築別、汐見地区について土地を貸して、これから工事行われると思うのですが、万が一例えば羽根とか本体が道路上に落下して、人体、人に危害が加えられたり、あるいは車等にぶつかった場合の補償については当然設置事業所がやると思うのですが、その辺のことをまずお聞きします。

それから、道路上であれば、当然警察とか開発局とか、国道を管轄しているところの関係してくるのかなと思います。そうすると、その前に事前に協議というか、そういうものがなされてなければならないと私は思うのですが、それは事業所が行うのか、町が行うのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、初めのもし風車のほうの設備に問題があつて他の方々に損害与えた場合のことにつきましては、これにつきましてはあくまでも事業者の責任において対応していただく形になります。あと、道路に近い部分の道路管理者との協議という部分なのですが、道路用地にかぶっている部分ではなく町有地に建てておりますので、町としては特段協議等々はしておりません。また、業者のほうでそういう協議が必要かどうかという部分、私のほうではちょっと把握しておりませんので、この場ではお答えできないことになっております。申しわけございません。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 国道に近いところの部分を今回は賃貸したわけですので、その辺もきちっと調べて対処していただきたいと思ひます。

次に、賃貸した会社2社、羽幌町は現状あります。ただ、前の総務産業常任委員会でも質問が出たと思うのですが、この事業所、あるいは取次店というか、実態が見えない部分が多々ありますのですが、その実態について羽幌町はどのように考えているのか、返答できる範囲で結構ですので、その実態についてちょっと伺いたひと思ひます。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、1社なのですけれども、築別側のほうに建っているところにつきましては、もう既に風車が稼働しておひまして、送電を開始しているということになってござひます。建てている事業者につきましては、場所は福島が本社になってござひますが、メンテナンス等々をされている事業者につきましては留萌の事業者の方が請け負っているという形で、実施される事業者の方もご挨拶には見えられておひますので、その辺のやりとりというところについては、メンテナンスについてはそこの事業者さんと、あと何かありましたら会社のほう、たまに顔を見せることもござひますので、その辺で対応はできるかと考えておひます。もう一社のほう、まだこれ建てていないところなのですけれども、一応事務所のほうは羽幌町のほうに設置はしてござひますが、まだ物も建ててござひませんので、常駐の方はいらっしやらないというふうにおひしております。連絡先については、現在は東京の本社のほうとやりとりをしている状況です。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 実態が本当に羽幌町に住所があつて、どこに事務所があるのか、あるいは取次店があるのかという不安というか、そういうのもあるので、その辺きちっと町で対応していただきたいというふうにおひ思ひます。

それで、この2社が賃貸契約、先ほど述べられた1社については20年の契約、あるいはその他については3年ごとの更新ということになると思ひますが、例えば途中でこの風車が破損したり、本体自体壊れたとか、いろんなことが考えられると思ひますが、その補償については当然事業者がやると思ひますが、例えばこの2社が全て途中で倒産し

たりした場合に、実態がつかめなくなったときにどのような対応をなされるのか。そして、それに対して町はそれを負担して例えば撤去するなり、そういうような考えはあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員の将来にわたって風車の心配についてご質問いただきましたので、ご答弁申し上げます。

先ほどお話ししましたように、まず国の施策であると、エネルギーを確保するというところでこの制度が始まっておりまして、私どもから前向きに進めるといった事業ではなかったということをご理解いただきたいということと、それからもう一つ、会社におかれましては企業活動でございますので、地域、自治体といたしましてそれを阻害するような行動、あるいは活動と申しますか、そういったことはできませんので、できるだけ企業の活動にご理解をいただきたいというふうに思います。ご心配のように、倒産ということは私も考えましたが、それについても手だてできる方策というものは町村には限られておりまして、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、条例化については今後検討したいということで、国のほうで縛りがついていたいただければ、またそれはそれで助かる話でございますが、許可する段階においてそういったものを担保するような保険でありますとか、そういうことをしていただければ、また違う方向に進むのかなというふうに感じますけれども、地方自治体の中でそういったことをするというところは今のところ、いろいろ調べてみましたが、不可能に近いと申しますか、手が届きにくいと申しますか、そういった状況でありますので、その辺をご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） そういう担保ではないのですけれども、町長言うとおおり、そういうふうな方が一の場合の補償という部分については、これからいろいろと国なりに折衝して、事業者等を含めて協議していただきたいというふうにお願いをするところでございます。

次に、町有地を今回賃貸したわけですが、これは羽幌町に具体的にメリットというのはどのようなものがあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

メリットとなるかという部分、ちょっとあるかもしれませんが、国の施策にのせて町としても協力できる部分は協力している部分があるということと、あとは町有地だけではございませんが、物が建ちますと償却資産税、こちらが入ってございますので、そういう部分かというふうに思います。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 今の答弁であると余り大きなメリットがないような言い方をされていますが、例えば賃貸料なり固定資産税なり入ってくると私は思うのですが、その辺の

年間収入というか、そういう試算というのは出されたことはないのか、それも伺います。

それから、施設設置するわけですが、それに伴い、町内の土木業者あるいは建設業、あるいはホテル業であったり、商工業者であったり、それらの経済的な効果というものはこの風車を建てることによってあるのか、ないのか。あるいは、どのようなものがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、土地の賃借料につきましては、貸し付けしている4筆合わせまして年間23万円が納められる形になってございます。ただ、あと固定資産税の償却資産のほうなのですけれども、建設というか、取得費用、これがわかりませんと幾らぐらいになるかというのはちょっとわかりませんので、現時点では幾ら入ってくるかというのはちょっとお答えできない形になってございます。

あと、町内の建設業者さんという部分なのですけれども、今回の町有地のほうに建てているところにつきましては羽幌町の事業者さんは使われていなかったように思います。ただ、あとの町有地以外の部分につきましては、一部事業者さんのほうも使われているのかもしれないふうには捉えております。あと、直接的な商工業者の方のメリットとかについては、現時点ではどういふものがあるかというのまでは調査、把握等はしていない状況でございます。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それでは、余り大きなメリットが町全体としてはないという判断でよろしいのかなというふうに思いますが、その辺の答弁はよろしいです。

それで次に、2点目のほうに移りたいと思います。例えば2点目についてですが、住民にとって新しくできるもの、あるいはできたものには何かと不安になるもので、小形風力発電施設も同じで、遠くで見ている分については何とも思わないことが、いざ自分の近くにこういう風車が建つといろいろと不安と心配事が、あるいは余計なストレスがかかってくるというふうに考えられますが、そのことについて町としても心配事などをなくする対策といたしますか、対応を考えるべきだと私は思いますが、具体的に住民に対する不安を払拭するなど、その辺の解消するための方策は考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、そのためにガイドラインを設けてありますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） ガイドラインでそういうことには余り触れていないかなというふうに私は見ていたのですが、住民の不安を取り除くということは町としても大変大事なことでないかなというふうに思いますので、ぜひそのようにしていただきたいというふう

に思います。

次に、例えばこれは極端なガイドラインの話なのですが、建設基準では一応ガイドラインの中では海岸、住宅地から300メートル離しなさいというふうになっております。例えばこれ極端な話なのですが、301メートルだとするとその規定外になるわけでございます。そして、住民への説明もこのガイドラインでいうと必要がなくなるということになるわけですが、その辺についてどのようなお考えを持っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） さまざまな規制の中でそういった問題は当然起こるわけで、風車の場合も300メートルを1メートルでも超えていけば、それはガイドラインとしてオーケーと言わざるを得ないですし、また町の中でそういうことになれば、当然町なかではガイドラインに近い数字ですからということは申し上げることは可能と思いますが、数字は数字として生きるものですから、そこのところは議員おっしゃるようなことにはならないかなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それはガイドラインである程度数字が出ていますので、何百メートル以上であればよろしいというふうになっているので、それは理解はしました。

それで、仮に例えば施設の近隣住民が、これもまた極端な話なのですが、一人でも反対した場合は、全員の承諾をとるとするのは難しいのかなと私は思うのですが、例えば地区の住民の方々に一人でも二人でも反対した場合に、この問題について意見を聞くのはわかるのですが、どうこの辺を事業所の方にお願いをするのか、あるいはそのままの状態而建てさせるのか、その辺町の考えとしてはどういう考えを持っているか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 4点目の答弁にありますように、新たな施設等に関する情報を受けた場合、ふぐあいを感じた場合、あるいはガイドラインに抵触するような場合は、聞き入れられないような状況になった場合は、資源エネルギー庁のホームページによる認定事業者の内容公表しておりますところへこういう状況であるというようなことを訴えてまいりたいというふうに思っておりますので、その程度しか現段階で地方自治体に与えられている権限といたしますか、力といたしますか、そういうものはございませんので、なるべくそういったことがないように、情報をいただいた場合は速やかに動くように担当課では考えておる、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） その内容については、ガイドラインに沿って進めるということで再三町側の答弁でございますので、それはそれで、後ほど条例の部分のところでお話したいと思いますので、それはそれで進めていくしかないのかなというふうに考えておりま

す。

それで次に、環境省では、風力発電は再生可能エネルギーの中でも発電コストが低くて、将来有望なエネルギーであると言われております。その中で懸念材料がないとも言っておられます。それは、風力発電の普及において最大の懸案材料となる先ほど言いました騒音や超低周波音や低周波音被害という問題です。答弁書では、健康被害については明らかな関連を示す知見は確認できないということで答弁をいただきました。そこで、お聞きしますが、環境省の通知が正論であれば、各地で起きている紛争とか、そういう問題、騒音問題とか、そういうのは私は起きないと思うのですが、それが実際に起きている現状についてどのような見解を持っているのか、町の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 低周波の健康被害についてでございますが、このことについては先ほども1回目の答弁で申し上げましたとおり、現状ではそういう報告がないという状況でございます。それで、私どもが直接そういった調査をするということは不可能でございますので、国の基準に基づいて業者に申し上げるという形しかございません。また、議員がご心配のとおり、町民の中にそういう被害があった場合については、現実的に築別地区では近くてうるさいというようなことで、夜間の風車の稼働をとめるということをお願いをしたり、ご自分でかけたりというようなことでございましたので、そういったことで町としても努力は惜しまないつもりでおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） その件についてはよろしくお聞きしたいと思います。

次に、これは大変重要なことだと思うのですが、風力発電というのは微量の電磁波が発せられていると。これは、国のほうでも認められております。そのために、医療機器への影響も長期にわたると人体への影響も考えられないこともないと言っております。例えば心臓にペースメーカーとかが入っている場合、あるいは今新しくなった埋め込み型の除細動器、これ入れている方もおります。その方々にとっては、補聴器も含めて医療機器に対する問題について、例えば部内で検討されたこと、あるいは今後国や道へその影響はどうかというようなこと、さらには事前にもう既に国、道からそのような影響はないと言われていたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今逢坂議員から電磁波が出ているというご報告とございますか、ご意見をいただきましたが、担当者にも聞きましたけれども、そういう報告は受けておりませんので、そういう報告等を受けてから対応しなければならないかなというふうに考えますけれども、現状ではそういった危惧をするような報告を受けておりませんので、対処の方法については考えておりません。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） これは大事なことなので、再質問したいのですが、国のほうもこ

それは電磁波が出ているというのは認めているわけで、厚生労働省で。そういうこともあるので、そのことが何もないという町の答弁というのは私は整合性がないと思うのですが、長期にわたるとやっぱり人体への影響、これはあくまでも長期ですよ、すぐ影響があるわけでないのだけれども、10年なり5年なりそばにいとそういう、電磁波によってテレビとかラジオに雑音が入るわけですから、それはもうご存じだと思うのです、はっきり言って。だから、そういう部分で私は心配しているわけで、そういうことがないという確証というか、それはどこにあるのか。私に言わせると、国が言っているのと町が言っているのと違うのではないかなというふうに考えるのですが、その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁を間違えたようでございますので、訂正をさせていただきます。

影響がないと言ったのではなくて、そういう報告を受けていないということであったようでございますので、訂正させていただきます。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それは町長のほうはわかりましたので、それに対して町は何らかの事業者への、例えば協力とか、いろんなことが考えられると思うのですよね、設置するときに。その辺を町は行わないのか。例えば300メートルちょっと離れていても、そういう方がいるとなれば、その辺を事業者にお話しして、こちら辺にいますというようにすることも可能だと僕は思うのですが、その辺はどう考えているかということを知りたいのです。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その辺は、そういった事案が国や道から示されたら、それに従って対処したいと思います。そのことがうちのほうでは、どういった被害といいますか、起こるのか見当もつかない状況でございますので。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 見当がつかないということなので、どうも答えにはなっていないかなと思います。ぜひこのことも国や道にいろいろ問い合わせして、どの程度の影響があるのかという部分をしっかり町として私は把握すべきだと思うので、その辺はぜひ、町長がするわけでないです。担当課なりに指示をして、その影響についてきちんと町民に示さないと。体内にそういうのを埋め込んでいる方々については、近くにそういうもの建てられるとより不安になると思うのです。ですから、ぜひ担当課のほうでそういうことをきちんと精査して調べて、調査して私はやるべきだと思うので、担当課長でもよろしいのですが、その辺どうですか、ちょっと聞きます。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

最初の答弁で町長が申し上げたのですけれども、環境省の一般的な風車につきましては

そういう直接的に影響を及ぼす可能性は低いということ、健康影響については明らかな関連を示す知見はないという通知がありますので、そこはそれで事業は進められるのかなというふうに捉えてはいるのですけれども、当然議員おっしゃられたように、騒音含めて、健康といいますか、自分の体調の中で何か異変だとか、そういう部分が感じられたケースが今後全くないとは言えないと思いますので、そういう場合につきましては、先ほどお話ししておりますとおり国のほうに事例等を照会しながら対応したいと。当然そうなりますと、事業者のほうにそういう数値を測定していただいたりだとか、そういう対応をとっていただくことも国のほうに要請をしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） ぜひそういうふうに対処していただきたいというふうに思います。

次に、時間の関係で3点目に移ります。3点目ですが、今後必要に応じて、先ほど来町長が、答弁書の中にもありますが、条例化を検討されるということでございます。先般の総務産業常任委員会において、12月以降に申請された事業計画のうち7割超が指針を守っていないという状況であると返答をしております。その中で、町としては罰則規定がないので、事業者の自主性に任せるしかないとの返答だったと思います。これだと今あるガイドラインは全く意味がないもので、私に言わせると野放しの状態で施設を建設されてきたのかなと、町は何の対応もされなかったのかなと私は感じるのですが、その辺はどう捉えているかお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員の質問として野放しだったのかというご質問でございますが、1回目の答弁で申し上げましたとおり、これは大変だということでガイドラインをまず早急につくったほうがいいということで作ります、今条例についてもどういう方向がいいのか、これは法律あるいは規制をすることによって生じるさまざまな後につかえている問題等も拾って初めて成立すると、つくり上げれるというふうな問題であるというふうに考えますので、今すぐできるとか、やるとかというふうにはまいりませんので、今後そういったことも対応として考えたいという答弁を申し上げたわけで、そういったことで今後の対応についてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 逢坂議員、残り3分になりました。

9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） それでは、ぜひ条例制定に向けて進んでいってほしいと思います。

最後に、4点目について質問させていただきます。地域住民にとっては、小形風力施設については最近結構関心事になっております。その中で、実は多くの土地が栄町、幸町方面で、一部分ではございますが、土地が買収されて、あるいは賃貸されているという現状が実はあるのです。その辺について町は当然把握されていると思いますが、その辺の把握の仕方も含めて、あるいはこれからの進め方というか、町の対応についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） まず私のほうからご答弁申し上げまして、詳しいことは課長が足りなければ補足してもらいたいと思いますけれども、1回目の4点目の答弁といたしまして、資源エネルギー庁で公表しているものを確認するといったことが手いっぱいございまして、そちらのほうも今国のほうで情報公開ということと、それから個人情報という問題と2つありまして、個人情報にひっかかってくるので、認可を出して決まったものについては出せるけれども、手続中のものについては出せないというふうに伺っております。そうでございます。そんな中で、ここで申し上げましたように、近隣で動きがあって、町民の方から連絡を受ければ、こういうガイドラインをつくっていますからということは申し上げることができませんけれども、それ以外については民間の経済活動でございますので、民地に向かわれて勝手にといたしますか、自由に経済活動できますので、その部分については知りようがないということでございますので、なるだけそういった行政上の中で知り得た場合については、ガイドラインについて情報を出して制限を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

今の認定前の事業者の情報につきましては、個人情報に当たるということで国のほうも公表は難しいというお話はしているのですけれども、羽幌町以外の自治体も同じような課題といたしますか、問題抱えておりまして、こういうような事前に公表できないかというような問い合わせが国のほうにも来ているという話を聞いております。なので、国のほうもそういう対応については検討しますという話を聞いていますので、その辺の対応を見きわめながら町のほうとしても対応したいと考えています。

○議長（森 淳君） 9番、逢坂照雄君。

○9番（逢坂照雄君） 時間がないので、これを最後にします。

町長に最後にお聞きします。小形風力発電施設は、太陽光発電などと違いまして、騒音や低周波音などさまざまな問題があると思います。羽幌町においても、住民のためにならないもの、あるいは人体に影響を及ぼすものについては、幾ら国が、先ほど国が推奨されていても羽幌町は変わらないというような意見をいただいたのですが、より慎重に対処して、早期に条例制定もされていただいて、事業者との連携を緊密にして、近隣住民が安全に安心して暮らせるようなまちづくりといたしますか、それに努力していただきたいと思いますが、町長、最後の答弁というか、ひとつよろしくお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 住民の安心、安全ということで最後に町長として、質問ということでございますので、当然私も町長としてそういうふうに住民の安心、安全ということは考えておりますし、私ばかりではなくて、副町長以下各担当者もそういう考えで住民第一に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） これで9番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。
昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時03分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） まち・ひと・しごとづくりについて質問します。

人口減少、少子高齢化、こうした課題に立ち向かうべく、全国各地で地方創生のかけ声のもと地域再生、地域活性化に向けた取り組みが進められており、羽幌町も平成27年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略を5カ年の計画で策定し、産業振興、移住、定住、交流人口の拡大、子育てしやすい町、住み続けたい町などの4つを基本目標とし、各事業に取り組んでいます。しかし、地方創生には必ず成功するといったお手軽なメニューはなく、人口の減少を前提とした上で具体的な目標を立て、地域にしかない資源や地域の特性を生かした独自の取り組みやビジネス化を考えていかなければなりません。また、地域の活力を生み出すために地域外から人や金を入れ、それを地域経済の活性化に結びつけることによって町民の所得が向上し、そして地域外に出ていく人や金、特に若年層の流出を防ぐことが必要だと考えます。羽幌町の10年、20年先を見据えた地方創生によるまち・ひと・しごとづくりについて以下の質問をします。

1、まちづくりは人づくりからという言葉があるが、人口の減少が進む中でまちづくりを担う人材の育成、確保についてどのように取り組んでいくのか。

2、地方創生には地域の持つ資源をいかに魅力あるものとしてビジネス化するかが重要であり、行政が担う部分としてふるさと納税と観光事業の推進だと考える。ふるさと納税については、今後各施策を推進するために必要な財源とするため、寄附金の増額に向けた取り組み、観光事業については長時間滞在の滞在型観光といった地域資源を生かしたビジネス化についての今後の取り組み、それぞれどのように考えているのか。

3、若年層の減少は羽幌町にとって大きな痛手となるが、商工業においては今後企業と就労希望者とのマッチングなどを含めた雇用対策や親族外承継も含めた円滑な事業承継、また新たな人材による新規創業など、早急に取り組まなければならないが、今後どのように進めていくのか。

4、羽幌町民の平均所得の向上なしに地方創生はなし得ないと考える。仕事づくりも含め、地域経済の活性化、循環型経済の構築についてどのような施策を考えているのか。

5、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町の活性化と人口減少を克服するための施策をまとめたものであるが、目標を達成するために最も重要視する施策は何か。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

1点目のまちづくりを担う人材の育成、確保についてであります。地域の魅力を高め、情報発信を行うことで町内外の皆さんに関心を持っていただき、各種事業や活動への参加促進と応援していただける皆さんの範囲拡大を図る必要があると考えております。このため、さまざまな分野におけるイベントや団体活動に対しましては、事業実施に係る助成など側面から支援してまいりますとともに、それらの情報につきましてもより多くの方に理解していただけるよう、町広報紙やホームページで積極的に発信してまいります。町主催事業につきましても、魅力向上や参加者増に向け創意工夫を凝らし、事業参加等による意識向上を図るほか、町外からの人材確保にも取り組んでまいります。

次に、2点目のふるさと納税の寄附金増額に向けた取り組みと観光事業として地域資源を生かしたビジネス化についての取り組みについてお答えいたします。初めに、ふるさと納税であります。昨年度はインターネットによる受け付け先を2カ所ふやしたほか、年末発行の専門誌に掲載し、対前年比として寄附額で48万2,000円、寄附件数で127件の増となったところであります。本年度の取り組みといたしましては、これまで本町にふるさと納税を行っていただいた方の内訳として特に関東圏にお住まいの方が多いことから、寄附申し込みが増加し始める秋ごろに当該地域を対象とした新聞広告を行う予定としております。また、当町の特色ある取り組みへの理解向上と支援を目的にクラウドファンディングを実施する予定であり、現在対象施策や目標金額などの検討を行っているところであります。このほかにも、新規寄附者の獲得や情報拡散に向けたSNS広告、ふるさと納税に特化したイベントへの参加などにより、本町への理解向上と寄附金の増額に向け取り組んでまいります。

次に、地域資源を生かした観光事業についてであります。国定公園でもあります天売島、焼尻島の自然環境を地域資源と位置づけ、離島という特性を生かし、さまざまな体験型の観光事業を中心に進めております。約80万羽のウトウの帰巣や満天の星空観賞といった宿泊しなければ体験できないアクティビティを初め、太古の原生林が広がる自然林での散策、野鳥や海鳥のバードウォッチング、離島ならではの海を満喫できるシーカヤックなど、離島でしか味わえない事業を展開しております。さらに、平成26年より実施している宝探しは、天売、焼尻の各島の歴史や地域にまつわる謎を解いていくゲーム感覚の体験型イベントとして当町の誘客ターゲットであります道央、特に札幌からの参加者が多く、また帰省など道外からの参加もあり、子供から大人まで幅広い層に島のPRができたと考えており、今年も継続して実施する予定であります。また、市街地区においても、はぼろバラ園やはぼろ温泉サンセットプラザ、はぼろサンセットビーチなど観光施設の改修を進めているほか、町内に長く滞在していただくための取り組みとして今年から新たに市街地区版の宝探しも予定しているところであります。

次に、3点目の商工業における雇用対策、事業承継、新規創業等についてであります。企業と就労希望者とのマッチング等を含めた雇用対策につきましては、離島観光振興等による支援、事業場の立地に対する支援、創業者に対する支援、新商品、新サービス開発等に対する支援、空き店舗活用に対する支援など、企業振興促進助成制度の活用を進めております。

事業承継につきましては、平成29年度より中小企業者持続化支援事業を整備し、商工会や関係支援機関とも連携しながら、経営計画に基づいて取り組む事業経費の一部を助成するほか、事業承継に意欲がある事業者に対しては随時相談を受け付け、専門家の派遣事業の活用等により既存事業者と継承希望者とのマッチングを促進するなどの支援を進めているところであります。

新規創業につきましては、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受け、商工会等と連携しながら創業希望者に対する支援を実施しているところであり、今後も地域の将来を担う創業者の掘り起こしに取り組んでまいりたいと考えております。また、当町と包括連携協定を締結しております専門学校との新たな取り組みとして、事業承継を希望される飲食店などに関する情報発信や希望学生による町内事業所でのインターンシップなどを予定しており、町外からの就労者や事業継承者の発掘に努めることとしております。

次に、4点目の地域経済の活性化、循環型経済の構築についてであります。3点目のご質問でもお答えしたとおり、企業振興促進助成制度を初めとする雇用促進助成制度、中小企業特別融資制度、6次産業化促進事業、人材育成支援事業、社宅建設促進支援事業など、多様な支援メニューを整備しております。既に活用されている事業も多くありますが、空き店舗活用に対する助成などまだまだ活用されていない事業もあるため、町広報紙や商工会等を通じて町内事業者にも周知を行い、支援制度のさらなる普及と活用を促進しつつ、関係機関との定期的な情報交換など連携を密にし、引き続き地域経済の活性化を図られるよう努めてまいりたいと考えております。

5点目の目標を達成するために最も重要視する施策についてであります。人口減少を少しでも緩やかにするためにはさまざまな施策が関連すると認識しております。中でも活発な産業づくりは、町の活性化を図る上で非常に重要であり、今後も関係機関と連携しながら、より効果の高い取り組みを講じる必要があると考えております。また、産業活動を維持するためには若い労働力の確保が重要でありますことから、当該世代に良好な環境を提供するものとして子ども・子育て施策の充実も重要施策として取り組んでいく必要があると考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問させていただきます。

まず、今回10年、20年先を見据えたまち・ひと・しごとづくりについて質問させていただきましたが、質問の内容としては、現在地方創生に向けた各事業を実施していることは十分理解しています。ですが、人口が減少していく中で見えてきた課題、そしてそれら課題の解決方法、また若年層の流出を防ぐためにはしっかりとこの町で生活できるように、そして現役で働いている方たちの所得をふやす取り組みなどについてどういったことができるのか質問させていただきました。

それでは、答弁に沿って再質問させていただきます。まず、1点目のまちづくりを担う人材の育成と確保についてですが、今後も各種イベントや団体活動については引き続きご理解、ご支援いただけることをまずお願いいたします。それでは、人材の育成と確保について質問させていただきますが、いただいた答弁では町主催事業についても魅力向上や参加者増に向け創意工夫を凝らし、事業参加等による意識向上を図るほか、町外からの人材確保にも取り組むとありますが、自分もいろいろとそういった事業等に参加させていただく中で、町主催だからといって全て役場職員が準備、運営すればいいとは僕は思っていない。町民の方も多く参加していただき、できれば若い世代、そういった方たちに町が主催のまちづくりイベントであったり、またスポーツ事業等に参加してもらえればなど思っています。

そこで、質問ですが、まずどうして現在若い世代がそういった事業等に参加するのが減ってきたのか、どういった理由が原因として町のほうとしては考えているのか、その辺りまずお聞きします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

どういったことで減っているかといいますと、それはわからないわけでごさいます、想像するには、やはり時代の変わりといいますか、それぞれに自由といいますか、選択肢が広がっている世の中というようなことで、そういった行事に積極的にというか、自分の時間を割かれてまで行かなくてもいいというようなことも一つの要因としては挙げられるのかなというふうに、自分の若いときと比べたときには感じるところでございます。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 時代の変化であったり、若い人たちの考え方も変わってきたのかなとも思います。自分の考え方としても、若い世代の方々には仕事も抱えていますし、町長言ったように、昔でしたら従業員さんもたくさんいる中で、そうしたイベントに参加して

も会社としても個人としても負担にはならなかった。でも、現在は従業員も少なく、中には家族だけで商売しているところもあります。そうなってくると、まちづくりに関する事業に参加するといったメリットというものもなかなか見つけられないのではないかなとも思います。

そこで、質問ですが、いただいた答弁で事業参加等による意識向上を図るとありますが、どういった方法で意識向上を図ろうとしているのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

町をつくるためには、住んでいる方ですとか、実際にこれから住みたい方ですとか共通して、どのくらい町を理解していただくか、また誇りに思っていたかということが必要なかなと、それに対して真剣に考えていただくという部分がありますので、できるだけ理解をしていただくというためには、情報の発信といいますか、また実際に頑張っ活動している方々の取り組みだとか、そういう姿勢をできるだけ皆さんに理解していただくような情報発信が必要かなと考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今のこういった形で意識向上を図るかといった部分では、郷土愛を持っていただくとか、町の魅力としての情報発信といったことなのかなとも思いますけれども、さっき自分がどうして若い世代がそういったのに参加しないのか、メリットとして考えられないのかと言ったのは、仕事を抱えている中で参加する部分の本当のデメリットとしてしか考えないのではないかなと、そういった声も聞こえますし。では、こういった形で多くの若い方たちをそういった町が主催するイベントであったりまちづくりイベントに参加させていくかという方法も今後考えなければいけないのかなとも思うのですが、確かに魅力ある町にするための発信とかは大事ですけれども、これはあくまでも僕の考えになってしまいますけれども、例えばそういったものに参加することによって何か仕事の面での優遇措置であるとか、本来だったら地域貢献事業としてやるべきところなのですけども、そうやっていってもなかなか人が集まらない。では、メリットとして何かつけてやるべきなのかなとも思いますけれども、そういった考えというのは行政としては難しいのかどうか、その辺お聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 参加することによってメリットがある。例えば仕事でというようなご意見だと思いますが、そういったことになりまして行政が一番課題としております公正だとか公平だとかということに抵触してくる可能性もありますので、そういった方法というのは非常に難しいかなと。現状で行っている各種先ほど申しました補助制度ですとか事業を持っておりますので、そういった形でない形で行うのがベストかなというふうに私は考えます。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 行政のほうとしては公平、公正といったことを考えれば難しいのではないかといったお答えでしたけれども、今マラソン大会これからありますけれども、去年まではたしか、ボランティアはボランティアなのですから、有償ボランティア、参加してくれた方にお金を払うといった形で、これから先といったのは本当そういった形でないと人が集まらなくなってきたりしてしまっているという、僕としても本当に残念にも思いますし、不安にもなってくるころなので、先ほど僕が言った優遇措置等、そういったのができないというのであれば、ぜひとも今後多く参加してもらえるような方法というもの行政のほうでももっと真剣になって考えていただければと思います。

それと、次のほうにちょっと移りますけれども、イベントの小さい、大きいはありますけれども、まちづくりや地域の活性化に取り組む一般の方たちもいますが、そうした方から話を聞きますと、例えば場所の提供であったり、物品の貸し出し等、やっぱりもうちょっと行政のほうに協力していただければなお話を聞いたりしますが、今後そういった目立った団体ではないのだけれども、個人的にやっている方たちに対しての行政としてのサポート、そういった部分というのはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういった補助といいますか、助成といいますか、そういうことになりますと、具体的な事例といいますか、そういうものがあって、それでそういうことをやるので、こういうことをしてほしいのだとか、こういうふうにならぬと、物が足りないとかという中でご提言をいただいた中で、行政としてそれではどうできるか。例えば先ほど出ていた情報発信ですとか、それも町の広報紙でいいのか、具体的にポスターみたいなものをつくるだとか、それから今はインターネット、ホームページでも発信しておりますので、そういうものがいいだとか、それから場合によっては担当課が商工がいいのか、あるいは福祉課がいいのかと、そんなことも、地域振興が一番かもしれませんけれども、そんなことも関係してくるので、漠然とし過ぎるとその答えというのは難しいかなというふうに私自身は思いますけれども。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 済みません。もうちょっと僕もちゃんとした説明をすればよかったのですが、僕がこの話をしたのは、名前とか出したらあれですので、大人何人か集まって、子供さんを集めてハロウィンをやったりだとか夏祭りをやったりしている方がいたのです。すごくいいことやっているねという話ししたときに、テーブルとか借りたい

のだけれども、役場に言っても貸してもらえないことがあるのだと。そういった話をほかの人からも聞いたりもしましたので、そういった部分、お金を出すとか助成金をするとかではなくて、本当のサポートといった部分でもう少し考えてもらって、どんどんまちづくりというものに向かわせていただけたらなと思いましたので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員として、実際にそういう事例があったのであれば、町の議員として町民の代表でございますから、担当課に行くなり、自分の知っている課長なり職員なりに話して、どの課へ行けばいいのか、どういうことを言えばいいのかということで、少しずつ前向きに取り組んでいただけると担当課でも動くのかなというふうに思います。私自身もそういう話はまだ存じ上げませんので、具体的にはわかりませんが、それこそ一番議員としての活動範囲でないかと思っておりますので、どんどん職員に言っていただければと思います。その中において、できないことのほうが多いかもしれませんけれども、そういったところはまた相談いただければと思います。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今町長から答弁いただきまして、僕も機会があればそういった声を拾ったりすれば、今後役場のほうに相談には行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一つ、人材の育成、確保についてで、町主催のものは役場がメインとなっていてやっている。民間のものは団体がやっている。その中でどんどん、どんどん規模が縮小していく中で何とかまちづくりというものを考えていくときに、いろいろな、官民連携といった言葉が一番いいのかもしれませんが、そういった考えというのは行政のほうとしては現在どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのことにつきましても、官民連携ということであれば、さまざまな部分でやっているのかなというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、第8回のエビまつりにつきましても主体は観光協会という形の中で、うちの商工観光課ですか、もお手伝いさせていただいておりますし、また高校のほうもボランティアという格好でお手伝いさせていただいておりますし、私が就任してすぐの27年ですか、天候もよくて、ちょっと見学に行きましたところ、観光客の方だったか、ちょっと覚えていませんけれども、持っているごみをごみですかと言ってきて持って行ってくれたり、散らかっているごみを掃いて片づけたりというふうに、非常におもてなしという形でうれしい雰囲気だったというふうに言われておりますし、そんなことでやっておりますので、またこれも何かあればやっぱり相談していただければ、そういう格好にはなっているかなというふうに思っておりますので。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 先ほどの答弁と同じような感じで、何かあれば相談に伺わせてい

たきます。そのときは、行政的な考えではなくて、本当に町をどうすればよくできるのかという部分も含めて考えていただければと思います。

それでは次に、2点目の地域資源のビジネス化が重要であり、行政が担う部分としてふるさと納税と観光事業の推進だと質問しましたが、まずふるさと納税について質問します。ふるさと納税は、地方創生のために設立された制度だと自分は認識しています。この制度、ふるさと納税を活用して、羽幌町のPRであったり、また地元産業への影響、そして各施策を推進させるための財源の確保につながると考えています。

そこで、質問ですが、今後は本町への理解向上と寄附金の増額に向けた取り組みを行っていくと答弁いただきましたが、他の自治体では寄附金額が数億円、数十億円に達している自治体もあります。そういった自治体と比較して、羽幌町の劣っているところと言ったらあれですけども、足りないところは現在どういったことだと考えているのか、まずはお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えいたします。

この制度につきましては、基本的には地方を応援してくれる方という部分で、それに賛同してくれる方の寄附を募るといふところがあるのですけれども、どうしても現実的な部分としては返礼品から寄附先を探すという部分がありますことから、やはり返礼品が充実しているところが着実に寄附を集めているという傾向にあると考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今答弁いただきまして、返礼品に関してやっぱり充実しているところがたくさん寄附を集めているのかなど。僕がいろんなインターネット等で見れば、すごくいろんなものが出ているのです。それこそ本当に地域のPRだと思うのです。この町にはこういった特産品がありますよとか、こういったことができますよといったことなのですけれども、その辺ふるさと納税、寄附されて、返礼品を出す。でも、その半分近くは地元産業に大きく影響しているのかなとも思いますけれども、寄附金額の増額に向けてと言ったらあれですけども、要は供給面が足りていないのではないかなど。甘エビを推しているのに甘エビが出せないといった、そういった供給面も考えた上で、今後ふるさと納税だけを伸ばすではないですけども、産業振興として何か考えていくべきではないかなとも思いますが、その辺町としてはどのようにお考えかお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをします。

返礼品につきましては、おとし一番多く寄附を集めた年につきましては、甘エビを道内につきましてはチルド発送するという部分がありましたので、そういうところにつきましては一時期返礼品を規格的に供給できないということはあったのですけれども、今甘エビ自体は急速冷凍等をしておりますので、安定的にお礼をしているところではあります。毎年翌年度のこの事業を実施するに当たりましては、各商店ともお話をしながら、こうい

う返礼品どうでしょうかというようなお話を会議を持ちまして進めておりますし、今行政サイドからも内々にこういうことができないかなということを考えながら、反対に事業者の方にちょっと提案してみたりということも今後考えていければなというふうには思っております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ぜひ寄附金増額に向けてもそうですし、地元産業に本当に大きく影響してくると思いますので、その辺もう少しといいますか、企業の方たちと相談していい形に進めていただければなと思います。

もう一つ質問しますけれども、今年度秋ごろに、関東圏にお住まいの方が多いということで新聞広告を行う予定としておりますと答弁いただいておりますが、広告だけではなくて、何かそっちに出向いてのイベントを企画するなり、何かそういった、向こうのほうに行つて、寄附してくれた方たちをもてなすような、そういった取り組みというのは考えていないのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

寄附をいただいた方を集めるというイベントについては、近年のところ予定はしておりません。ただ、毎年比較的高額な寄附をいただいている方が数件いらっしゃいますので、その方を訪問して、実際のまちの状況ですとか、いただいた寄附の使い道などを説明しながら、継続して応援をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） そういったイベントはまだ企画、計画はしていないということですが、高額の寄附をしていただいた方を訪問していろいろとお話をしているということでした。今後も、そういったことも大事ですが、いろいろな取り組みをしていただきながら、ふるさと納税の寄附金増額に向けた取り組みをしていただければなと思います。

もう一つ、いただいている答弁の中でふるさと納税なのですが、クラウドファンディングを実施する予定と答弁をいただきましたが、ふるさと納税の制度としてふるさと起業家支援プロジェクトと企業版ふるさと納税がありますが、そのどちらになるのか、まず確認として質問させていただきます。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

取り組みとしましては、前段のふるさと納税を特化した中でのクラウドファンディングを予定しています。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ということは、僕が聞いた2つの制度ではないということなのですか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） 当町で今行おうとしておりますクラウドファンディングにつきましては、実際にふるさと納税の受け付けを行っておりますポータルサイトのほうでクラウドファンディングを活用している取り組みがございます。その取り組みを活用して、当町の施策を広く訴えながら、その中で寄附金の目標額を設定して、その事業に対する寄附金を広く募ろうというものでございます。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） その制度の内容等についてはわかりました。地域に特化したものということですが、今現在検討中ということですが、もう少しだけちょっとお聞きしたいと思いますが、どういった内容のものを検討しているのか。産業振興であったり、また観光であったり、子育て支援とか、いろいろありますけれども、どういった部分現在想定しているのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

このクラウドファンディングにつきましては、三、四年前ぐらいから実施されているものなのですが、それまでの傾向といたしましては、寄附が集まる施策としましては自然保護ですとか、環境保護ですとか、あと観光振興ですとか、やっぱり地域の特色を生かした事業に比較的寄附が集まっているという傾向にございますので、現在当町で検討している事業といたしましては、天売島の海鳥保護、また焼尻島のめん羊牧場、まずこの2つをテーマに絞って寄附を募っていければなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） もうちょっとだけお聞きします。クラウドファンディングですので、目標額を設定して、達しなかった場合というのはもちろん町が負担するという感じでよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） あくまでも町がこれからやる事業に対する寄附を募るものですので、達しなかった場合につきましては達しなかった段階で終わりというふうになります。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） まずは、今後計画が出たら、羽幌創生特別委員会等もありますので、そういったところにぜひご説明いただければなと思います。スケジュール的な部分でその辺はどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

これにつきましてもできるだけ、大体秋ぐらいから寄附が増額してくるというのがありますので、それまでにはそのページには掲載したいというふうに考えております。ですので、遅くても9月、10月には掲載したいと思っております。また、業者のほうにもそう

いう資料等を提供するにも、掲載まで1カ月ぐらいかかるというのがありますので、遅くとも8月ぐらいには内容を固めまして事業実施に向けていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは次に、観光事業のほうについて質問します。

いただいている答弁では、離島地区においては自然環境といった地域の特性を生かしたさまざまな体験型の観光事業、そして市街地区においては観光施設の改修を進めているほか、今年度から新たに市街地区版の宝探しも予定していると答弁いただきました。観光事業の推進に向けたさまざまな取り組みについては十分理解していますが、当然推進する上での課題とかもあるのかと思いますが、昨年商工会の伴走型小規模事業者支援推進事業に関する調査として、離島観光に関するニーズ調査といたしまして札幌国際大学観光学部の学生さんが天売、焼尻にて調査を行いました。その中で幾つか羽幌町の観光課題として挙げられていますが、そこでまず質問いたしますが、長期間の滞在に対して、離島地区においては宿泊場所であったり、ガイドさん等であったり、受け入れ態勢といったものが課題として挙げられていると思いますが、その辺町としてはどのようなお考えしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時45分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 離島観光の目玉である受け入れ態勢についてどうかというご質問でございましたが、島のほうも両方とも高齢化が進みまして、1件の方では夏だけ来る旅館というようなことでありまして、8月の観光シーズン済むと食堂のほうも閉めるといったことで、高齢化が進んで、対応に限界といたしますか、そういった状況の中で島民の担い手も減っていると、現在のところはそういった状況であるかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 町長としては、高齢化であって限界が近づいているのではないかなと、そういったことをお考えなのかなと思います、この課題として考えているのが。でしたら、それら課題解決について新たな制度を設けるであったり、いろいろな手法を考えるとといったこともすべきではないのかなと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時49分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その課題についてということでございますので、申し上げます、そういったことも踏まえまして、天売では定時制高校の島外あるいは道外推進もして、何かしらの労働力として担っていただいておりますし、焼尻で赤字を覚悟でずっと続けている綿羊につきましても何とかならないかというふうなことで続けております。それで、焼尻の綿羊につきましても、酪農学園との提携、それからまだ具体的にはいっておりませんがベルエポックのほうでも綿羊について何がしというふうなこともお話をお願いしているということで、直接的なものはできませんけれども、そういったことで何とかならないかというふうには私は考えております。また、漁業についても、過去のようにイカがとれたり、それからコウナゴが盛んにとれたりということになりますと漁業者もどんどんふえるわけで、ふえれば子育ても盛んに進むだろうしというふうなことも進むのではないかなど。最大の原因は、やっぱり少子高齢化というふうな格好になるのではないかというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 今僕が聞いたのは、抱えている課題に対しての新たな制度、手法、どういったことがあるかということをお聞きしました。離島地区における観光事業を推進する上での課題として挙げたのが宿泊であったり、ガイドさん等であったり、受け入れ態勢というものが課題として今後出てくるのではないかと聞いたことをお聞きしました。離島、天売、焼尻の観光メニューというのは、僕は非常にすばらしいものがそろっているとは思いますが、そういったすばらしいものをどのようにして推進するか。その課題として出ているのが僕が言ったのは宿泊であったり、受け入れの部分ですので、改めてその部分を課題解決できる新たな制度、手法を考えられるのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのことについては、私も全然手のうちといたしますか、手法はないような状況です。現実的に担い手である事業者が減っていると、高齢化をしているということでございますので、現在では地域おこし協力隊の方が宿泊施設、さらには観光にもというような、漁業もお手伝いしたいというようなことで担っていただいておりますので、そういったことに、議員のおっしゃるようなことを担っていただけるのかなという期待はしておりますし、ご支援もしているはずでございますので。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ぜひ離島地区、市街地区においても観光事業に従事されている方

たちともっともっといろいろと協議していただきながら、観光事業というものを推進していただければと思います。

それでは次に、3点目の雇用対策と事業承継、新規創業等について答弁いただきましたが、まずは各助成制度の活用や支援を進めていると答弁いただきました。まず、雇用対策について質問いたしますが、企業と就労希望者のマッチング等も含めた雇用対策についてですが、僕がこれから聞こうとするのは企業に対しての支援になってしまうのかなと思いますが、いただいている答弁の中では企業振興促進助成制度の活用となっています。この活用を進めることによってどのような形で当町の抱えている雇用対策につながるのか、その考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 企業と就労希望者とのマッチングを含めた雇用対策について再度のご質問でございますが、これを行うことによって雇用がつながると、企業としてもさらに経営拡大なり経営の継続なりということになって、続くというふうに考えますけれども。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 企業促進助成制度を活用することによって新商品の開発でしたり、サービスであったり、いろいろありますけれども、それによって売上げが伸びる。だから、雇用も生まれるのだといった答弁でしたけれども、町長も商売されていまして、人を雇う大変さ、難しさ、どのぐらい売上げを伸ばせばいいのかというのは十分わかっているかと思いますが、確かにそういったのもつながるのかもしれないけれども、今後、現在あるのは雇用促進助成制度だけです。そういった部分も見直しもかけながら、少し企業に対しての支援として考えていただければと思います。

それでは次に、雇用される側についての質問ですが、現在高校生のための企業ガイダンスを商工会が主体となり、行っていますし、町もガイダンスのほうには参加しています。今後は、高校生今いますけれども、卒業して羽幌で就職する。一旦外に出ても、また戻ってこれるような、またはIターン等も含めて若い方が羽幌町で働いてもらえればと思います。

そこで、質問ですが、雇用促進助成制度は企業に対しての支援ですが、今後どんどん、どんどん若い人にこっちで働いてもらいたいとなった場合、雇用される側に対しての支援、サポートも労働力の確保につながっていくのかなとも思いますが、こうした考えについて、その辺はどのようにお考えかお聞きします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

阿部議員のおっしゃった雇用される側ということですが、今現在持っている制度の中ではそういう部分での支援はありません。

以上です。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ないのは僕も知っています。どうしてこういった話をしたのかといいますと、ちょうど3月ですか、議会と若い世代との意見交換会のときに、商売されている方が少しでもこっちに来て働いてもらいたいのだといったときに、企業側から実は提案していただいた話でした。改めてそういったお話を聞いて、今後何かできるものがあるのか、それとも考えられるのか、その辺改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ただいまの質問でありますけれども、例えばそういうふうにUターンとかIターンとかで戻ってこられる方のための経費の負担だとか、そういったようなことをおっしゃっているのだと思うのですが、その方がどのような先で雇用されるのか、その会社、受け入れ会社のほうの状況等々も判断をしなければ、例えばアルバイトで使いたいだけでもというような状況の中で2週間、3週間の短期で使われて、それに帰省旅費を出すとかというようなことはちょっと制度的には難しいだろうと。となれば、例えば町が今制度として持っている正社員あるいは常勤パート、こういうような方でもって、その会社自体が雇用していただければ、その会社に支援をすることによって最終的には従業員にはね返ると、こういうようなことを会社側として考えていただければ、制度として成り立っていくのかなというふうに判断をしております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 直接的なのは難しいかもしれませんが、こうした企業側からお話いただいたことですので、今後商工会であったり関係機関通じていろいろと話し合いをしていただければなと思います。

次に、事業承継、新規創業について質問しますが、いただいた答弁では専門学校との新たな取り組みを予定しているといただきました。これについては非常に期待しています。そこで、事業承継について質問ですが、情報発信としてはまず専門学校の学生までなのか、もう既に働いている専門学校の卒業生も含めてなのか、その辺どうなのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えします。

情報発信につきましては、当然現在通学している学生もそうなのですけれども、OBと
いいますか、卒業生に対しても情報発信をしていただきたいということで学校にはお伝え
します。その手法につきましては、同窓会の開催案内する際に案内状にそういう店舗があ
りますというような情報を同封していただいて発信するのですとか、中には起業だとかをし
たいという学生が学校を訪問してくるケースもありますので、その際に学校のほうに当町
の情報をあらかじめ提供していく中で発信したいと考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） OB等も含めてということですので、そういった方たちが事業承
継につながったりだとか、新規創業につながればいいなと思います。

それで、もう一つ、新規創業についてですが、現在商工会などと連携して創業塾や事業
計画セミナーなどを行っていますが、何か行政としても新たな事業を展開すべきなのかな
とも思います。

そこで、質問ですが、新規創業であったり、空き店舗の対策にもつながるかと思
います。チャレンジショップ等、新規創業を促すような何か事業等を今後企画して
いくべきではないかと思いますが、その辺行政としてはどのようにお考えかお聞き
します。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 現在商工会で行われております創業塾とか、そういうところ
で例えばそういうような議論になったときに、行政として支援できる方法がもしあ
れば、そういう制度を新たに設けるとかということは考えていきたいと思
いますが、現状では創業塾の中での国が認めている支援制度がありますので、それ
にのっとって進めていくと。それに町として、新たに例えば空き店舗を使われる
だとか、そういうことになりま
すとそういう支援とかもありますので、そういう制度を活用しながら創業して
いただければというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） いろいろと商工会のほうとも今後話をさせていただき
ながら、そういう声が上がったときにはぜひとも町のほうでサポートしていただ
ければなと思います。

それでは次に、4点目の地域経済の活性化と循環型経済の構築について答
弁いただきましたが、いただいた答弁では支援制度のさらなる普及と活用を
促進しつつ、関係機関との定期的な情報交換など連携を密にし、引き続き
地域経済の活性化が図られるよう努めていくと答弁いただきましたが、
一つ一つの企業が各助成制度を活用することによって会社の
売り上げがアップしたりだとか、新商品の開発や販路開拓すること
によって新たな顧客が獲得できたり、またそれによって雇用が
生まれたりする。そうしたことによる経済の活性化にもつなが
るといえる考えもあるのかもしれませんが、自分が聞いたか
つたのはどうすればこの町で金を回していけるのか、そしてそれを
どのように経済の活性化や循環型経済を

構築できるのかといったことを聞いたかったのですが、そこで質問ですが、関係機関との連携を密にするとお答えをいただいておりますが、地方創生という言葉が出てきて、国による緊急経済対策の目玉として出てきたのがプレミアム商品券でした。国からの補助金もなくなりまして、羽幌町のほうでは平成29年度から実施されていませんが、その後町側と商工会においてプレミアム商品券にかわる事業等についていろいろと協議しているかと思いますが、現時点でどのような事業、または経済活性化に向けた施策等、話として出ているのか、その辺お聞きします。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 商工会と連携した商業の発展のためのプレミアムのかわりになるようなものということでございますが、プレミアムにつきましては1回だけ補助がなくなってからもやったかなというような記憶がございますけれども、それちょっと定かでないのですけれども。現実的には、それは単費ということになりますので難しいと思いますが、ワンコインについては今年度商工会も行うというふうに聞いております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ワンコイン商店街については、7月でしたか、やるとは僕も聞いています。プレミアム商品券やらなくなったよとなったときに話として出てきたのが、一過性のものだから、イベントだからなかなか町としても経済の活性化にはつながらないのではないかと答弁いただきました。ということで、それにかわる一過性ではない地域経済を回していくような施策といったものが商工会、商工業者通じて何か話として出ているのか、その辺まずお聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えします。

商工会と連携したものはないのかというお話でございますが、現状では商工会からこういうものというお話はいただいております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 商工会からそういった要望等はないということですが、町として考えというのはないのか、まずその辺お聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町としては、行政が率先してうまくいくという場合は地方では何か事例としてはあるようですが、我が町ではそういうことはちょっと難しいなという考え

でおりますので、今のところ計画は持っておりません。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 町として経済活性化策といったものがないというのは、ちょっと僕としても寂しくなります。今後町独自で難しいのであれば、商工会なり商工業者さんの声聞きながら、ぜひともそういった施策の展開というものを期待します。

それでは、5点目の目標達成するために最も重要視する施策について答弁いただいておりますが、いろいろな施策関連していくという認識している中でも、活発な産業づくり、そして産業を維持するために若い労働力の確保が重要であると答弁いただいております。その中で、当該世代に良好な環境を提供するものとして、子ども・子育て施策の充実も重要施策として取り組んでいく必要があるとお答えいただきました。僕もこの5点目に関しては同じ考えでした。人口が減っていく、高齢化になっていく中で何とか若い人が残れるような、そういった町にできないのか、そういくべきだと僕も思っています。この町でしっかりと生活できる。家族も養っていける。子供も育てていける。そういった町になっていただければと思います。これ以上質問、自分と同じような考えでしたので、質問となるのかどうかわかりませんが、改めてこういった考えを進める上での気持ちお聞きいたしまして、僕の質問を終了いたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のこれからの町を担っていく子供たちのために町をどうしていくかというお気持ちをということでございますので、気持ちであれば少しはお話しできるかなと思いますので。

一番は、私はこれから魅力がある町だというふうに若い皆さんは感じているのではないかなというふうに思います。その1つは、私が若いころはエビの漁師の方が札幌へ、漁師嫌でと言ったら悪いかもかもしれませんが、就職して、帰ってきたと。Uターンしてきて、それで今現在エビの漁の社長をやっている方が何人もいらっしゃいますし、それからほかのタコ漁師も若い人がどんどんふえて、量的にはまだ余り多くないようでございますが、タコの値段が大変北海道の食の安全ということで上がっているようでございますから、利益も出ているのではないかなと。それから、ナマコであるとか、ホタテであるとか、ナマコについては昔は、30年くらい前はキロ何百円という時代でございましたけれども、今は3,000円以上に上がるというようなことで、ナマコ漁をやりたい方がたくさんいるけれども、枠があつてそんなにはできないと。それから、お米につきましても、やめる方がいらして件数は減っておりますけれども、北海道、特にこのオロロン農協のお米はホクレンの品評会でも金賞をとるほどの評判をとっております。そういったことで、1次産業の農業、漁業もよくなっておりますので、地域の経済もこれからは上向くだろうし、若い人もそれなりに、昔の農業もだめ、漁業もだめというような感覚では私はないのではないかなというふうに感じております。来ていらっしゃる方がどういうふうに感じているかはちょっと存じ上げませんが、私自身はそういうふうに感じておりますし、島の観光につつま

しても、鳥はウトウが80万羽も来られるし、それから綿羊についても価格が上がって、そしてそういう食というものの環境が随分上がっておりますから、先ほども出ましたふるさと納税でもサフォークがふるさと納税のあれに載りますと一瞬のうちに完売、売れてしまうというような状況もございますので、これから何とかそういったことで上向いていただきたいし、定住の方もふえていただきたいという思いであります。そんなことで、安住しているわけではございませんけれども、先ほど来いろいろ申し上げましたように、補助制度も昔から比べると国のほうもいろいろ手を尽くしていただいておりますので、我が町も商工会と相談しながら、さまざまな助成、促進事業をやっておりますので、そんなことも活用したり、また議員もご商売をやっておられるので、足りない部分についてはこういうことはできないのかというご相談もどんどん代表してやっていただければというふうに思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、そんな思いで私も少しはプラスになるような形でやりたいなというふうに思っておりますので、またご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（森 淳君） これで3番、阿部和也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 旧宮坂ビルの今後の対応について質問します。

旧宮坂ビル周辺は、多くの児童・生徒が通学路として使用されており、子供たちだけでなく、町民も安全に不安を感じています。近年では危険箇所が見つかり、2度の事務管理として補正予算を組み、緊急避難的処理を行っています。また、議会の行った町民との意見交換会や町が行った懇談会等でも不安の声が出ています。こうした町民の不安の声に応えるべく昨年12月には2名の議員が一般質問を行っていることから、町民の安全への不安や関心の深さがうかがえます。しかし、町としては建物に責任はない、国や道からの補助や制度がない、多額の費用を負担するお金がないと積極的な検討を避けていると思われる。建物に対して法的な責任はないにしても、町民の安心、安全を担保するためにさまざまなことを検討し、子供たちや町民の将来への命の危険や不安を取り除くことは町としての責務であり、積極的に取り組むべきと考えます。将来へ不安や危険を後回しにすることなく、今すぐにもさまざまな検討を始めるべきと考えます。そこで、次の点について質問します。

1 点目、町民の生命の安心、安全を守る責務が町にあると思うが、どのような見解を持っているか。

2 点目、昨年 1 2 月の一般質問以降、対策や検討を行ったのか。また、その内容は。

3 点目、町は、将来的な危険を認識しているにもかかわらず、対策を積極的に取り組まない理由は。

4 点目、今までは補助や制度が一切ないとのことだったが、現時点ではどうなのか。

5 点目、国や道との協議はどのようになっているのか。また、昨年 1 2 月の一般質問で町長は、3 人の代議士にも相談したところ、非常に難しいと指導されたとの答弁があったと認識したが、誰が、いつ具体的な指導をしたのか。

6 点目、費用、財源、補助制度や耐震強度など、具体的な調査をしない理由は。今後は予算をかけてでも調査すべきと考えるが、どうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の町民の生命の安心、安全を守る町の責務についてであります。昨年 1 2 月の一般質問の答弁の際にも申し上げましたが、旧宮坂ビルは建物の管理者が不存在であるため、適正な管理を指導する相手がないことから、当面は事務管理として崩落及び危険防止のための応急処置を行うことにより町民の安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

2 点目の昨年 1 2 月の一般質問以降の対策や検討についてであります。具体的な検討は行っておりません。

3 点目の対策を積極的に取り組まない理由についてはであります。ご質問 1 点目の答弁でも述べましたが、現状では事務管理により対処することが最善策であると考えております。

4 点目の補助制度についてであります。行政代執行による除却に対する補助はありませんが、5 月 2 2 日に留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課長から、旧宮坂ビルについては略式代執行による除却という手法がとれそうであり、その場合除却費の 5 分の 2 の交付金と市町村負担分の 2 分の 1 が特別交付税で措置される旨の情報提供がありましたことから、今後略式代執行が可能かどうか検討する必要があると考えております。

5 点目の国や道との協議についてであります。道からはただいま申し上げました一部情報提供はあったものの、個別に協議は行っておりません。また、昨年 1 2 月の一般質問の答弁の中で私が申し上げましたのは、本案件は大変難しい問題であり、状況によっては地元選出の 3 人の代議士にご相談したいと考える旨を述べたものであり、実際に相談し、指導を受けたということではありません。

6 点目の具体的な調査をしない理由と今後は予算をかけてでも調査をすべきについてであります。さきにも述べましたが、現状では事務管理により対処することが最善策と考

えておりますので、予算措置をして調査等を行うことは考えておりません。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

この問題は、今に始まったものではありませんし、質問の中でも触れましたが、昨年12月、2人の議員が質問して、そして意見交換会や町民からもたくさんの不安の声が町には届いているにもかかわらず、今のような現状のような対応に終わってしまっていると。町民の気持ちが実際本当に伝わっていないのではないかというような思いがありまして、今回また質問させていただきました。前回12月から半年以上たったのですけれども、後で触れますけれども、何も進んでいない状態だというふうに認識しています。それを踏まえまして、再質問のほうに移りたいと思います。

まず、1点目の町民の生命の安心、安全を守る責務、これは宮坂ビルに限ったことではなくて、一般的に自分は最低限この町に住む町民、子供たちも含めてそれを守るのが行政の一つの仕事だと、責任だというふうに思っています。その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町民の安心、安全のために町が働くことは当然でありますし、私もそれには異を唱えるつもりはございませんが、議員おっしゃるとおり、宮坂ビル1つではございませんので、1つ手がけて、こっちはやらない、こっちはやるというふうなことにはなりませんので、そこの部分も1つ勘案していただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 先ほども言いましたけれども、今回1問目に関しては責務があるのか、ないのか、それをどういうふうに町は受けとめているかということを知りたかったわけで、宮坂ビルをやって、ほかはどうなのだという事は全く触れていなくて、町は責任を持って町民を守るのだというのは、私はそう思いますけれども、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 12月、またそれ以前からも申し上げているとおり事務管理ということで、町の責任はございませんので、そういうふうに考えております。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 宮坂ビルと同じようなものについては、同じふうを考えますけれども。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） なかなか自分の質問がうまく通じていないのかなというふうに思います。自分は、町は町民の生命を第一に考えて、将来に向けて生命の安全のために行動するのが行政だと思っています。そのためには、例えば防災計画ですとか、将来に向けての起きるであろうさまざまなことを想像して、一人でも生命の不安がないような活動をするのが行政だというふうに思っています。これは一般論です。宮坂ビルは宮坂ビルとして、その一つだとは思いますが、防災も含めて大きな枠組みの中で町はそれを担う責任があると考えています。どう思われますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私もそれはそういうふうに思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 町のほうから、自分の意見と一緒に思うのです。子供だけではなく、町民の生命は守ると、それが第一前提であるというふうに自分も思いますし、町長も今答弁でそういうような言葉があったと思います。

それを踏まえて2点目です。2点目、昨年12月に2名の議員、先ほども言いましたけれども、タイトルも質問の内容も微妙には違っていたのですけれども、やはり不安を持って、町民の声をこの議会に届ける役割として質問したと思います。その後半年間、対策や検討を行ったのかという質問で、答えは1行です。具体的な検討を行っていません。つけ加えることってありますか。1行で終わりですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） つけ加えることはございません。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） とても残念な答弁だと思います。もっと真摯に受けとめて、なぜ具体的な検討を行っていなかったかを述べるべきだと思いますけれども、もしかしたら再質問でそういうことが聞かれるから答えなかったのか、再質問をしても同じようにこの1行で終わらせるのか、わかりませんが、もう一度聞きます。具体的な検討は行わなかった。しなかった理由は何ですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 理由は、再三一般質問で聞かれている宮坂ビルについての義務的なものは町では責任がないということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 宮坂に対して責任はなくても、先ほど述べたとおり、町民の安心、安全を守る責任はあるわけですから、検討はすべきなのではないですか。6カ月間ほっておいたまんまで、話し合いもせず、具体的な話もせず、6カ月ほっておいていいのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ほっておいているわけではなくて、パトロールで随時検査しておりました。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 1問目の質問で対策や検討を行ったかと質問したのですけれども、対策の話は一切出てきませんでしたし、具体的な検討を行っていません。追加はありませんか。ありませんという答弁でした。それでは余りにも丁寧ではないと思います。そして、パトロールをしていたからというのは検討しなかった理由には自分はないと思うのですけれども、そのほかに何か検討しなかった理由、やらなかった理由というのがあれば教えてください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今のところ思いつくものはございません。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、先ほど言ったとおり、町民が思っている不安が町長には届いていないのだと思うのです。もし町民の不安、子供たちの不安が届いていたら、検討もしないで6カ月、本当にそれでいいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 再三にわたりまして答弁を申し上げましたが、足りないようでしたので、申し上げますと、事務管理ということで対応をしてみましたので、そのことで足りるということで、その中に先ほど言ったパトロール等も入っておりますので、危険なものについては取り扱うというような体制をとっております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 余り自分は納得できないです。具体的な検討はしていない。次、3点目にもかかわるのですけれども、自分は積極的に取り組まない理由はということで、それに対して事務管理をしているからと、それが最善であるからというお答えだと。次の質問にかぶってくると思うのですけれども、自分はこれだけ町民が感じている不安、それを危機的だと思って町議の方がその声をせっかく届けたのに、その後事務管理が最善だと。前回まで最善という言葉はなかったのです。今までは、当面これで緊急的にやらせてくれという答弁だったのに、今回6カ月たったら、2回も出てくるのですけれども、これが最善だと。今まで6カ月間検討も十分しないまま、なぜこれが最善の方法になったのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 従来より一般質問にご答弁申し上げておりますとおり、建物については不存在ということで、町に責任がないものですから、それに手を出すというわけにはまいらないわけで、手を出した場合については全ての責任を今度しよわなければならないということでございます。以前にも申し上げたと思いますが、うちの顧問弁護士に相談した結果、危険な部分については事務管理ということでその除去をしてくださいと、そうすることによって町民の安全は守れるでしょうと。それをすることによって全体の責任を負うということにはなりませんから、町長さん、また危なくなったら事務管理ということでその部分の除去をすればよろしいですよというふうにご指導を受けたお話を以前にしたと私は記憶しておりますので、そういったことで宮坂のビルの対応については考えておるので、先ほど来より言われております対策や検討については事務管理という形の中で行っているとご答弁を申し上げているわけでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 最後のところがちょっと気になったのです。事務管理ということで対策や検討を行っている町長おっしゃいましたけれども、先ほどの質問では具体的な検討はしていないと言ったのです。しているのですか。していないのですか。検討をしているのですか。今の答弁では事務管理ということで対策は検討は行っていますというふうに言ったのですけれども、それは変わったのか。それとも、1問目で追加でありませんかと言ったときに足していないので、その辺が対策をしているのか、していないのか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたとおり、また以前から申し上げましたとおり、事務管理についてはやっているというふうに何度も申し上げたと思いますので。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 全くかみ合っていないと思います。2問目では、具体的な検討は行っていないと。話の中で、事務管理は行っている。さっきは、事務管理ということで対策は検討を行っている。そんな小さいこと言ってしまうかもしれませんけれども、ここは公の場で、町長の発言はとても重いものだと自分は思っているのです。私の言葉も町民の方が見ることもできますし、特に町長の言葉は今後この町がどう進んでいくかという、本当に一言一言が重いものだと認識していますけれども、もう一度それを踏まえて、正しいというか、内容で答弁いただけませんかでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 質問の2点目の答弁に対して具体的な検討を行っておりませんというふうに答弁しておりますので、具体的な検討は行っておりませんが、以前からの一般質問に答弁しておりますとおり事務管理については行っておりますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分的には理解できないので、もう少し自分も勉強したいと思います。

先ほどのような中で、弁護士から町長さん、事務管理でやりなさいという指示を受けたということですが、弁護士さんとは直接町長がお会いになって、その話があったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 弁護士に直接会ったかというご質問でございますので、ご答弁申し上げますと、私が直接札幌へ行った折に聞いております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 弁護士は、あくまでも法的な判断をする。最終的には裁判所がいいか悪いかを決めるのですけれども、法的にはこういう考え方がありますよという情報は提供すると思うのですけれども、町長さん、それでやりなさいよと、そういうことってあり得るのでしょうか。自分は、法的なことを聞いて判断するのは町長であって、弁護士が言ったからそうするのだというのは余りにもあれですし、弁護士が町長に向かってと言ったら申しわけないですけれども、我が町の町長に向かってそれでやりなさいというような話し合いが、そういうふうに弁護士が一つの自治体の一つの案件についてやりなさいという指示はどうなののでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 弁護士が実際に私にやりなさいと言ったかというご質問でございますので、私の記憶としてはそういうふうにとったわけでございますが、議員おっしゃるとおり、そのことはそういうふうに行ったかどうかはもう記憶がはっきりしておりませんので、アドバイスとしてそういうふうな指導を受けたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） なので、弁護士が言ったからこうするのだということではなくて、あくまでも町長がこれでいきたいということで決断されたということによろしいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） このことは、町にも責任が及ぶ可能性があることとございますから、その責任の所在として弁護士の方に相談を申し上げて、アドバイスを受けたということとでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） さまざまなアドバイスがあったと思っております。

4点目、ちょっと前後するのですけれども、町長、自分の質問の中では、12月の一般質問の中で町長は3人の代議士、国会議員だと思うのですけれども、相談したところ、非常に難しいと指導された、自分はそういう答弁があったと感じたのです。なので、3人のうち誰が指示をしたのでしょうかねという質問でした。ただ、町長は実際に相談し、指導を受けたことがありませんということと書いてありますけれども、自分は一般質問の中で

はそういう答弁をしたと認識したのですけれども、町長はそういう答弁はしていないということによろしいですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういうことによろしいかと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、12月の町長の答弁をちょっと紹介させていただきます。挨拶の中でも申し上げましたとおり、3人の代議士の方もいらっしゃいますので、何か方法があればと思いますが、現状ではちょこちょこ聞いておりますが、そういったことに対して非常に難しいというご指導をいただいていたと思っております。自分は、このやりとりを聞いて、後で議事録を確認して素直に、3人の方に聞いて非常に難しいという指導をいただいたわけですから、指導をいただいたのは誰なのかと、僕は代議士だと思ったわけですが、それでは現状でちょこちょこ町長が聞いたのですかね。誰に聞いたのですか、それとも誰かから伺ったのでしょうか、どうでしょう。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時47分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変誤解を招くような答弁があったということであれば、おわびを申し上げたいと思いますが、私のほうでは、挨拶の中でも申し上げましたとおり、3人の代議士の方もいらっしゃいますので、何か方法があればと思いますが、他の首長などの現状をちょこちょこ聞いておりますが、そういったことに対しては難しいというご指導をいただいておりますということで、代議士ではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、誰に非常に難しいというご指導をいただいたのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） たびたび上京している折ですとか、さまざまな会議等で会っております首長でございますので、今現状では名前はちょっと思い出すことはできませんので、お許しをいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 全然わかりません。前回の質問の中でもそういう、金木さんの質問ですかね、他町村の状況があるので、他の市長ですとか、そういう方にお会いしているんな他の事例を聞いてくださいねという質問したのです。そうしたら、まだそういう該

当する問題を抱えている市町村の首長さん、市長さん、町長さんには会っていないと言っていましたけれども、全然言っていることと今の答弁はかみ合わないと思います。前回は他の市町村の人には会っていないと、だけれども今は会っていると。全然わかりません。説明してください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 前回はそういう答弁でありましたら、前回はそういうことでしたと思いますので、訂正をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 前回は訂正するのですか、それとも今回の発言を訂正するのですか。前回言ったのは間違っていたということですか。何をどのように訂正するのか。それを言っていただかないと話が全く進まないですし、例えば町長さん、市長さんに会っていないのに、今は会っていましたという話だったり、自分は代議士さんに聞いておりましたが、聞いていないのだったら誰から指導を受けたかというのは言えないと、その辺も全く自分なりに理解できないのですけれども、その辺もし訂正するのであれば、前回のことを訂正なのか、今回の発言が訂正なのか。今訂正できるのであれば、していただきたいです。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今ほどの答弁をまず訂正をさせていただきます。それで、金木議員のときのお話は、そのままよろしいと思っております。それで、今申し上げたものについては最近の話ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 本当によくわからないです。でも、とつてもここは大事なところで、先ほど言ったとおり、町長がいろんな方にアドバイスなり指示なりをいただいてこの決断をしているというわけですから、特に文脈でいくと国の国会議員の方が難しいというような位置づけで話したかのように認識するわけですよ。それが後から、いや、違いますよと、会っていませんよと言われても。だから、何回も言うとおりに、最後にしたいのですが、非常に難しいとご指導いただいたのは誰なのか。代議士ではなくて、市町村長ではなく、首長でなかったら、誰が難しいという判断を町長に指導したのか、そこだけ教えてください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 誰が指導したか、いつ指導したかは、全然記憶がございませんの

で、そこはご答弁申し上げられません。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 記憶がないもので、先ほども何度も言っていますけれども、ここはとても大事な場所ですし、これから調べて、議会が終わった後でもいいので、いつ、どこで、どの代議士なのか、代議士ではないのか。指導を受けたか。今は記憶がないということは、実際にはあったということですよ。事実があったのだけれども、記憶がないので、いつと聞いているのです。だから、それは後で調べて教えていただくことは可能ですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員が再三代議士とおっしゃっておられますが、私は代議士ではないのははっきりしておりますので、そのところははっきり申し上げておきます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 代議士ではないと言っていますので、ただ指導を受けたということは事実なわけで、誰に指導を受けたかというのはぜひ後で教えてください。

時間が短くなったので、ちょっと前後しますけれども、4番目です。今まで町側は、町長はやらない理由に、手をつけない、検討しない理由の一つに国や道の補助制度が一切ないと、なので天文学的な工事になるし、それは一般財源を使って少ない財源でやるにはというのがやらない、検討しない理由の一つだったと思います。ただ、町長も書いていますけれども、5月22日に振興局から説明を受けたわけですから、よくよく内容を見ると単費ではなくていろんな補助制度があったということで、この制度の名前、いつからある制度なのかお伺いします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

まず、結論から申しますと、いつからこの制度があるかという部分については私のほうでまだ認識をしておりません。町長の答弁でもありましたが、5月22日に留萌振興局の課長さんが見えたときに、他の都道府県、北海道だけではないのですが、自治体で略式代執行という形で交付金をいただいてやったケースがございますという形で、この宮坂ビルに対しましてもその交付金制度を利用できるのではないかというお話をいただいております。ただ、実際本当にそれが宮坂ビルの除却という部分に対象になるかどうかという具体的なことまでは振興局のほうから示されておられませんし、町長の答弁でもありましたように、もう少しその交付金制度の内容を調査、把握し、またさらにこの大前提で特定空き家の認定を必ずしなければならないということの前提もあるようでございます。その辺の制度的な仕組み、補助、交付金の制度の内容、あと宮坂ビルの状態等々も踏まえて、実際にその交付金の活用ができるかどうかというのを今調査を始めたところでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） きっと今課長がおっしゃったのは略式代執行のことだと思うので

すけれども、それは手法であって、最終的に国の何の補助金、事業、制度を使うのかなと
いうことでお伺いしたのですけれども、きっと振興局のほうでは空き家再生等推進事業と
いう制度と空き家対策総合支援事業というのをプログラムというか、使えるのではないか
という説明があったと思うのですけれども、その2つが説明されたということによろしい
でしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） そのとおりでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 2つの事業は、先ほど答弁の中にもありましたけれども、かなり
手厚い制度なのです。いつからというのは、略式代執行のことではなくて、空き家対策に
対していつからこの制度があるのでしょうかねという質問でした。空き家再生等推進事業
については平成20年度から、空き家対策総合支援事業については平成28年度から行っ
ている事業です。ということは、昨年来から補助制度が一切ないということを書いていま
したけれども、実は使い方によってはこの2つの事業が使える事業として、やり方は別で
すよ。やり方は別として補助事業があったということによろしいですか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ご答弁申し上げます。

この事業については、制度として補助制度はございました。町長のほうで再三答弁して
いる部分で、宮坂ビルの関係に関しましては除却、特定空き家に認定をして建物を壊す、
除却するという手法の部分については一切補助がないという意味で町長のほうは答弁した
ものというふうに私は認識しております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分の認識としては、これもまた受け方なので、後で違うと言わ
れたら、それはそれでしょうがないのですけれども、自分は今までの委員会なり町長の一
般質問を聞く限りでは、補助も一切ないのだと、国も、道に聞いてもないのだと。

もう一つ、町長、確認します。前回の議事録の中で特定空き家、先ほどの認定の法整備
についてなのですけれども、国のほうでも法整備がされていますが、これは民間一般住宅
に対してであると。本当ですか。民間だけではなくて、各市町村で認定すれば民間の住宅
でなくても対応できるのではないのでしょうか。町長、どうでしょうか。町長が前回、一般
住宅に国のほうも整備はしていますけれども、これは民間の一般住宅に対してであるとい
う答弁があったのです。みんなは、そうしたら宮坂は該当しないのか、だから補助制度も
ないのかという認識であったのですけれども、本当に一般の民間住宅のみの制度で、それ
を拡大で各市町村ですることはできないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員から宮坂ビルの解体につきましてまた見解が違うのでな
いかということでご指摘をいただきましたが、私のほうはそういうことで事務方から説明

を受けておりましたので、そういうふうに答弁を申し上げておりました。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、担当課長にお伺いします。

特定空き家の認定について、民間住宅に対してだけなのでしょうか、それとも広く、宮坂ビルとは限らず、住宅以外にも対応できるものなのでしょうか、教えてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時03分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ご答弁申し上げます。

この特定空き家の認定に関しましては、民間住宅だからとかという形だけのものではないです。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、前回の答弁、町長がおっしゃったのですけれども、それは間違いであるというか、でも言ったことは訂正できないわけですよね。それに対して、それぞれ質問した議員は、ああ、そういうものなのだと。自分自身もそこまで認識がなかったもので、町長の言葉を信じてやったわけですが、その辺は町長の発言と今聞いた実際とかなり乖離があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私はそういう認識で聞いておりましたので、そういうふうに答弁したのですけれども、勘違いだったようでございますので、おわびを申し上げます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 何度も伝えているのですけれども、ここの議会の議場での発言はとても重いと思います。勘違いであったということで、例えばそれが正しい認識で町長が認識を持っていらっしゃったら、半年も検討しないというふうにはならなかったかもしれません。なぜかという、補助制度もありましたし、補助制度を使うことによって、町長がおっしゃった町の多額のお金を出さないでも、それがどれぐらかわからないですけれども、少ない経費で安全を守れるかもしれないからです。どうしたらいいのでしょうか、ちょっと僕もわからないですけれども、でもそれぐらいここでの発言は重いということですので、それに対して何か町長ございますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私としては、それに対して今おわびをするしか答弁のしようはないかなというふうに感じております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 今後、委員会なのか、正しい制度を活用して進むべきというふうには思っていますけれども、今例えばこの場で町長が特定空き家の認定は宮坂も適用できるのだ、そうしたらうまくいけばこの2つの制度のうちどちらかが使えるのではないかなというふうに考えが変わるのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） おっしゃっている意味がよくわからないのですけれども、結果として当時はそういう方向性もなかったですし、今議員ご指摘の5分の2の補助制度にしても大変大きな負担がございますので、今すぐできるとかという話にはならない問題でございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 5分の2ですけれども、その5分の2も起債なり、特例債ですか、何かで補填されるというところまで具体的な話が振興局から来ていると思うのですけれども、そこは町長はご存じなかったですか。振興局の方、町長は直接お話しされたのでしょうか。それとも、振興局の課長のやりとりを担当の課長から聞いただけで、具体的な内容は直接聞いていないのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） お話は直接お聞きしまして、除却費の5分の2の交付金と町村負担分の2分の1の特別交付税で措置される旨の情報がありましたことというふうに答弁申し上げておりましたとおり、直接聞いております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、自分は、町のトップであり、町長でしたら、今までなかったものが見つかったと、かなり手厚い補助があると、例えば100負担しなければいけなかったことが何十かできると、その金額はわからないですけれども、そうしたら自分は飛びついてすぐにでも検討すべきだと思うのです。だけれども、実際道が説明に来たけれども、大事だとは思いますが、どうするか検討する必要があると考えているだけで、検討はしないということですか。先ほどの答弁では、略式代執行が可能かどうか、略式代執行に関してしか言っていないのですけれども、どうするか検討しますという答えではなくて、検討する必要があるかを考えております。考えるだけで、検討はしないのですか。どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁申し上げましたのは、今後略式代執行が可能かどうか検討する必要があると考えておると申し上げておりますので、検討の必要性を感じておるから申し上げたということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 同じことの繰り返しで申しわけないのですけれども、検討はしな

い。検討する必要があるか考えているだけで、考えることと検討することは別だと思うのです。自分は、この後ろが要らなくて、あくまでも可能かどうか検討しますよという前向きな発言があればなと思ったのですが、検討する必要があるかと考えております。それは考えるだけで、どうしようという前向きな発言ではないような気がしますけれども、実際に検討していくということによろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 何度も申し上げますが、検討する必要があると考えておりますので、その考えに沿って進めたいということでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 何回も同じやりとりなので、次に行きたいと思っておりますけれども、これは考えているだけだ。考えていたのだよという言いわけであって、実際前には全く進んでいないと私は認識しております、今の時点では。とても悲しい答弁で、これを聞いた住民の方が目の前にある不安に町は何もしてくれないのだなというふうに感じてしまうかもしれません。

もう一つ聞きたいことがありました。自分質問の中で将来的な危険を認識しているにもかかわらずと質問しましたが、町としては将来的にあの建物が危険だと認識していますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 認識しておりますので、何度も申し上げますとおり、事務管理ということで管理をさせていただいていると思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 何度も言いますが、事務管理は緊急避難的措置であり、将来を見据えた対応ではなく、きっと弁護士の方に聞いたと思っておりますけれども、危ないなと思ったらそれを除却するなり、そこは許されていますよと、これは弁護士先生の話ですけれども、自分は町があつた建物を将来いつ起こるかわからない危険を認識していて、そして1問目で言ったとおり、町民の安心と安全、命を守る責任があるにもかかわらず、6カ月間検討もしないということがどうにも納得がいきません。それと、新しい補助制度等があつたにもかかわらず、それをいかに利用してやっていこうかという前向きな答弁がないというのもとてもこれからの町政を見る中では不安に感じます。私の意見、今言った意見間違っていますか。

○議長（森 淳君） 小寺議員、残り5分になりました。

答弁をお願いいたします。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、相入れないので、間違っているのではないかなと思っております。それは、何度も申し上げますとおり、町所有のものでない限りは、事務管理以外に手を出すと全体の責任を負うということになりますし、1つやりますとほかの事案についても担

わなければならないということになりますので、そういうことをしたのでは財源が幾らあっても足りないという方向に向かっていきますので、それだけは私は避けなければならないというふうに町長という職の者は考えなければならないというふうに感じておりますので、あなたの意見とはその部分では相入れないというふうには思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） もう一つだけ、ちょっと確認というか、お願いがあります。これも12月の発言です。当町がこのような事案に対応する際には、補助制度や手法等について北海道と協議し、有効な手段を検討してまいりたい。もう一つ、機会があった折には道のほうにも何か手だてはないか相談してまいりたいというふうに考えています。5月の22日に道の担当者が町を訪れた際がその機会だと思っておりますけれども、一切話し合い、個別案件については聞いていないと。議会で道とも相談しなければいけないのだと、していきますよと約束した。僕約束だと思っております。検討しますと約束したと思っております。僕の勘違いだったらごめんなさい。ただ、町長はそのように発言されています。検討します。道とも協議します。ただ、実際には検討もしていないですし、道の担当者がわざわざ町長のところに来て説明したときがその協議する場だったと思っておりますけれども、答弁の中では個別の案件では話し合い、協議はしていないということだったのですが、それは責任の放棄につながるのではないかと。約束、前回の各議員に対して検討します、協議しますと。いつは言っていないですよ。でも、道の担当者が来たときがそのときだったのに、なぜしなかったのか。やる気がなかったのか、わからないですけれども、なぜしなかったのか。今後するのか。今後検討を、12月に約束した検討と協議どのようにやっていくのか、やらないのか、教えてください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたが、小寺議員のご指摘のとおり、5月の22日に留萌振興局よりご提案、ご指導いただきましたので、それに対する検討をする必要があると考えておりますので、今後先ほどもご指摘ありましたとおりに検討に入りたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） これで5番、小寺光一君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時25分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（森 淳君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎一般質問(続行)

○議長(森 淳君) 次に、1番、村田定人君。

○1番(村田定人君) それでは、私は羽幌町の農業の現状と課題とこれからと題して質問をさせていただきます。

我が町の産業の一つである農業、今年度の国主導の減反政策、米の直接支払い制度の廃止、TPPイレブン、日欧EPAなど、不安定要素があります。ここ数年も天候に恵まれ、豊作の年が続いておりますが、農家戸数の減少はとまらず、既に関手がなく離農できない農家も出てきているのが現状であります。現在の課題として、新規就業者対策、労働力不足、若手の花嫁対策、コスト低減、鳥獣被害など山積しております。これからの町行政としてどう対応していくのか、以下について考え方を伺いたいと思います。

1つ目、農業の就業人口確保には、後継者の確保だけでなく、新規就業者の育成も必要と考えるが、どのように取り進めていくのか。

2つ目、農業は一人で経営するのは難しく、2人ないし3人の労働力があるとよい。若手のパートナー確保対策や特に春作業の労働力不足は深刻であり、労働時間のかかる作物はやめざるを得ない状況であります。どう対応していくのか。

3つ目、現在各産業で情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)、ロボット技術が活用されていますが、農業でもスマート農業を推進することがコスト削減や省力化、労働力の軽減、また魅力ある農業を見せることが担手確保につながると考えるが、いかがでしょうか。

4点目、鳥獣被害ではエゾシカ、アライグマ、アオサギ、ノバトなどの被害を受けています。特にエゾシカの被害は深刻であり、またアライグマの生息数もかなりの勢いでふえているが、どう対応していくのか。

以上です。

○議長(森 淳君) 町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 村田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の農業の就業人口の確保についてであります。議員ご指摘のとおり、後継者の確保だけでなく、新規就業者の育成も視野に入れて検討する時期に来ていると考えております。しかし、羽幌町の農業形態などを考えますと、いきなり新規就業者が農業を営むのは難しいと認識しております。現在JAオロロン管内の羽幌町、初山別村、遠別町及び留萌振興局農業改良普及センター等をつくる担手協議会での議論の方向性を見きわめつつ、

町として新規就業対策にどのように取り組んでいけばよいか検討してまいりたいと考えております。

2点目の労働力不足などについてであります。労働力の不足につきましては、農業だけの問題ではなく、全ての産業に共通した課題であると認識しております。漁業では外国人の技能実習制度を活用した取り組みが既に始まっておりますが、この制度は年間を通じた雇用が一つの事業体で確保されていなければならない、農業で活用できるとすれば畜産業に限定されるのではないかと考えております。水稻を主体とした農業では、このような制度を活用して労働力を確保することは現状では難しいと考えておりますが、引き続きさまざまな情報を的確に捉え、労働力不足対策について検討してまいります。

また、若手のパートナー確保対策についてであります。平成25年から3年間、農業青年を対象とした婚活事業を実施してまいりましたが、なかなか成果は上がらず、参加者も減少したことから、婚活事業としては取りやめたところであります。その後は、他地域で行われる同様の事業に参加する方に対し参加費を補助するなどの予算を組んでおりますが、現時点での申し込みはない状況であります。パートナー対策は非常にデリケートな事柄であり、行政や農協において事業化して行うのは限界があると考えております。引き続きよりよい方法を模索したいと考えておりますが、現状においては難しいと判断しているところであります。

3点目のスマート農業の推進についてであります。議員ご指摘のとおり、時代の流れや労働力不足等を考えますと、今後はスマート農業に取り組む生産者も増加する可能性があるかと認識しております。町といたしましても、国の施策の動向等を見きわめながら、どのようにかかわっていくことができるのか検討してまいりたいと考えております。

4点目の鳥獣被害対策についてであります。初めにアライグマの状況ですが、平成29年度は103頭を捕獲し、殺処分しており、過去最高を記録しております。本年度については、鳥獣被害防止対策協議会において箱わなを10基購入し、捕獲体制を強化したいと考えております。また、エゾシカについては、一斉捕獲等さまざまな対策を行っておりますが、数については減っていない状況であると認識しております。猟友会でも本年は既に150頭ほど捕獲しており、鳥獣被害防止対策協議会においてもさまざまな検討をしておりますが、抜本的な対策を見出せない状況であります。引き続き関係機関と連携を密にし、情報を共有することにより対策強化の検討を行ってまいりたいと考えております。アオサギ、ノバトについては、現状被害状況等は把握しておりませんが、これに限らず、鳥獣被害全般につきましてさらに関係機関と連携し、的確な対策を講じるべく検討してまいりたいと考えております。

以上、村田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） それでは、答弁書に基づきまして再質問をさせていただきます。

まずは、1番目の新規就業確保についてであります。今現在、この答弁書にもありますように、オロロン管内初め、振興局を含めて協議会が立ち上がっているわけですが、羽幌町として、この答弁書の中でいくとその議論の方向性を見きわめつつということで答弁されておりますが、この問題はこの協議会でスタートしたから、すぐできるというものではない。まずは、どういう形にしる受け入れ態勢をこちら側がまずつくらなければならない事柄でありまして、そこら辺は危機感を持っているかどうか。その部分に関して、まず研修の受け入れ先をどのように見つけていくのか。個人の農業もあれば、それから法人もあれば、個人の中で第三者継承を望む人もおります。そういう中で行政として、研修生の受け入れをしてくれる、まずそういう人を見つけなければならないと思うのですけれども、そこら辺もやはりその協議会で決まらないととり行わないのでしょうか。私としては、そういうところはいち早く取り進めていかないと、今の認識のままですと、そういうことが現実になるとすれば、答弁書にもありますように簡単には新規就農しても営農はできません。3年、5年かかると思います。そういった中で、手おくれになる前に行政としてそういうことに率先して取り組んでいく考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

以前から農協ともそのような協議をしております。実はそういう研修する施設のことですとか、さまざま検討しているところであります。町がというような今のご質問でありましたけれども、なかなか町単独では、いろいろな問題が難しい問題ございますので、農協と協議をしていったという経過が今までもございます。ただ、今回先ほど申し上げましたとおり、担い手協議会の中身ですけれども、2月に立ち上がりまして、その中で農協のほう为主体で今アンケートを、実際農協の職員が足を運んで生の声を聞いてというようなアンケートを実施しております。そろそろ集計されるというふうな状況だというふうに向っています。それらも含めてこの協議会の中で検討し、さらに行政だけではなくて、例えば羽幌であれば農協と羽幌町と、あと関係機関等々いろいろな協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。決して後ろ向きということではなくて、ただ羽幌町だけではなかなかいろいろ取り進めるのは難しい案件でございますので、そのような連携の中で検討していきたいというふうに考えています。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） その協議会の立ち上がりも私としてわかっているのですが、私の思いは、その中には当然農業者、私も含めてですね、それから行政、農協、当然3者がタッグを組んでやらなければならないのもわかっています。私が言いたいのは、その中に初山別村、それから遠別町も入っています。そういう中で、各町村は町村なりにいろいろな手を打つと思うのですけれども、羽幌町としてはその3者の中で先導を切って率先してそれに取り組んでいく考えはあるのですかと。というところが、少しでも早くそういう体制をとって、新たな就業者を見つけるための一歩としては大事な、そのことによって1年、2年

おくれることがあると思うのです。そこら辺の意気込みを私はお聞きしたいなと思って質問したのですけれども、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 村田議員が町として意気込みがあるのかどうかということで、担当課長も参ったようですので、私が答弁させていただきますけれども、議員がご承知のとおり、町としては農協と相談して前へ進むということで、意気込みはあってもなかなか3歩前、1歩前ということは難しいので、そのところは議員の思っているようにはならないかなというふうに考えております。先ほどの答弁のように考えて検討すると言つと、後々また検討の結果という話になりますので、まず皆さんの団体であります農協さんが方向性を示した中で、3町は足並みをそろえるということが非常に大事であるというふうには私は考えております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 今の答弁のとおりだとは思つのですが、羽幌町は他町村と比べて、私の思いとしては決して前向きに政策を打っているというふうには感じません。特に初山別村なんかでは一生懸命やって、個人に研修生を受け入れて実際にやっています。そういうところをもっと見習つて、羽幌町も負けていられないというぐらいの意気込みでやってほしいということを私は伝えたいです。そこら辺のことだけ。あとは、今答弁のありましたように、行政だけではできませんし、農協だけでもできません。そこら辺は三位一体でよろしくお願ひしたいと思います。これはこれで終わります。

次に、2番目の労働力不足、これは答弁にもありましたように、そういう外国人の実習制度を利用するとなると当然のごとく酪農家ぐらいしかできないというのはそのとおりだと思います。労働力不足の中で今農業者が一番困っている労働力が欲しいというところが春作業の時期であります。この部分に関しては、今現在羽幌町から知人なり、それから友人なり、高齢者事業団なり利用して労働力を確保しているというのが現状であります。今聞くのは高齢者事業団においても新規に事業団に入ってくれる人がいなくて、春作業を手伝ってくれる団員がだんだんいなくなつて、もう手が回らないのだということで非常に苦慮していると。そうなると、今度事業団を通さないで取り合ひをしているような、そんなような状況になっているものですから、幾ら機械化だとかといひましても、春作業だけはどうしても手が要る仕事が一番多い。今の規模拡大した中で20町も米をつくっている人でいきますと、3人ぐらいはパートとして労働力が欲しいというのが現状なので、その部分が実は一番不足している。そのところを何とかいい方法を見つけて、その時期の労働力の解消に何とかならないかなということで、今やって動いているのが初山別村で、実例ですけれども、今年度から派遣という形で他業種から派遣をしてやっているとこが出てきております。

それから、ちょっと離れるのですけれども、北海道の中には消費者、消費地、これは札幌近郊だからできるのですけれども、作物を買っていただいている消費者にボランティア

を募って、これは有償でいいのですけれども、お手伝いしませんかというのを集めて、その人方には春先手伝ってもらって、秋にとれた生産物なりをプレゼントをして、そのときの労働力を確保しているという、そういうところもあります。そういうのを新聞とかで見ますと、羽幌町でもそういう今までと違う労働力を解消する方法ってできるのではないかなど。これもまた行政だけではできませんけれども、行政なりが一生懸命いろんなところに働きをかけてやれば、今の農業の人手不足というところ、逆に言うと、先ほど違うところ、全産業人手不足ということがありましたから、そういうのでいくとお互い時間に余裕があるときに行き来をするような、そういうシステムをつくるとか、そういうところの労働力の解消というのですか、そういうところをぜひつくって産業の発展のためのシステムをつくっていただくという、そういう考えはございませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 議員から産業構造の仕組みを少し考えてほしいというご意見をいただいたところでございますが、私も初山別の事例についてはこのたび初めて聞きまして、大変有効といたしますか、うまくいっているような話を聞いております。そういうことであれば、うちの担当課としても何かお手伝いできるのであれば、事例として見習ってやりたいと思いますが、議員も議員の立場で、農業者と商業者がおられますので、タイアップするという話もすばらしいのではないかなというふうに思いますので、担当課にもご指導いただければというふうに思います。私のほうは、担当課ともそういった事案について相談してみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 私によければ課長のところに足を運んで、ぜひそういういいシステムをつくって産業振興の一つになればなと思いますので、よろしく願いします。

また、2番目の後半になりますけれども、若手のパートナー確保対策、答弁書にもありますように、確かに繊細でなかなか難しい部分というのも事情としてはわかります。でも、当町としてなかなか継続は難しいということで今とまっていますが、周りを見ますと、北海道のいろんな地区で今でもやっぱり婚活事業は結構なところで行っています。その部分というのは、やっぱり危機感だと思うのです。例えば後継者が、今でも羽幌町に20歳ぐらいの後継者が年に数名入ってきたりしていますけれども、事例でいいますと、20年ほど前にそうやって入ってきた青年が農業を継いで、私より若いのですけれども、いいパートナーにめぐり会えなかった。今は、親が80ぐらいになって手伝いもできなくなったらもう農業できないので、やめますということの実例も実は出てきているのです。私は、そういう部分に関して、実際農業やって危機感を非常に感じております。それで、25年からやったその部分で成果は出なかったかもしれないのですけれども、私は諦めないで、今入ってくるこれからの後継者には、直接つながるかどうかなという、そういうことまでできるかどうかというのは置いて、女性と話し合ったり出会ったりする場というのだけをつくってもらいたいと思うのですけれども、どう考えますか、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

村田議員おっしゃるとおり、我々もその状況は当然でありますけれども、把握をしておりますし、危機感も持っているところであります。ただ、先ほどの町長の答弁のほうにもありましたけれども、婚活事業の3年目のときに実は参加者がいなかったというようなところで事業自体をやめていると。ただ、今議員おっしゃったように、そういう場をやはり確保するべきだということで、羽幌町の中では事業はもうやらないということにしたのですけれども、旅費ですとか、そういうような部分を手当てをするということで予算つけておりましたけれども、その申し込みも皆無というような状況でありますので、現状では当然危機感等は議員と思いは一緒でありますけれども、当事者の方々がなかなかそういうような思いに至っていないのかなというようなところで、引き続きよりよい方策をとというような答弁書のような状況になっているというような現状であります。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 今の答弁はまるっきり答弁書のままでして、そのままでは変わらない。私は変えたい。手法は、いい手法をとという部分に関してはやってみなければわからない部分っていっぱいあると思うのです。25年からやってきたその部分、全て結果もみんなわかっていますけれども、今はそれからまた違う人も後継者としては残ってきています。だから、参加者がゼロということを決めつけることはなく、そういうことでまたこうやってやりますから、参加してくださいという説得をして歩いていいのではないかと思うのです。その中で、3年間やった中の失敗的な、こういう部分もうちょっと気楽にやればよかったとか、それから苫前町でやっている話し方の指導を受けたりだとか、いろんな部分のやり方というのはあると思うのです。そういう部分は、今課長の答弁でいくと難しいから今の現状できませんという答弁では、ちょっと私としては納得いかないもので、もしよければ、また課長に足運びますから、それも農協の職員も含めて、それから農協青年部も交えて、新しい出会いの場の提供ができないかどうか、ぜひ前向きな答弁いただきたいのですが、課長、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） 今議員のご質問の中で、話し方ですとか、コミュニケーションの部分ですとか、そういうものに関しては羽幌町の婚活事業の中でも町で女性を呼んで、羽幌町に来てもらっての事業の前にコミュニケーション講座を受けたりですとか、予行演習として町の職員の女性の方ですとか、農協の女性の職員の方ですとか、そういういろんな方とそういうようなレクチャーをしながら進めていたという経過があります。ただ、先ほども言いましたけれども、だから全くやらないというようなことではないので、当然ですけれども、先ほども言いましたけれども、よりよい方策でというふうなことは考えてございますので、議員おっしゃられたとおり、その検討は続けてやっていくということでもありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 1 番、村田定人君。

○1 番（村田定人君） 済みません、何回も。今の中でいくと、私は私の考えなのですが、課長は課長でよりよい方策という部分でいきますと、何か思い当たってこういうことをやってみたいとか、そういうよりよい方策という、何かふだん行政に携わっていて考えることってありますか。どうですか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） 正直なところ、今現在新たな何かをとというようなことは持ち合わせてございません。というのは、先ほども言いましたけれども、3年間の取り組みの中で、ただ単にイベント的に女性に羽幌町に来ていただいてやっただけではなくて、例えばちょっと細かい部分ですけども、その前段で札幌に行って、着るものから、そこからやったりですとか、実はいろんなことをその中ではその前段でやっております。その結果だったものですから、なかなか現状でそれ以上というのが見つからない状況ではあります。それと、先ほどたしか阿部議員の質問の中にもあったかと思えますけれども、若い方が余り出てこないというような部分も勘案をしますと、なかなか現状では妙案というのは見つかっていないというような状況であります。

○議長（森 淳君） 1 番、村田定人君。

○1 番（村田定人君） どれだけ質問しても変わらないと思うのですが、青年部も含めてぎっくばらんな焼き肉パーティーでも、どういう形でもいいので、私は諦めないで出会いの場は提供してもらいたいと思って、これはこれでやめて、次に行きたいと思えます。

3点目のスマート農業の推進ということで、答弁の中では国の施策の動向等を見きわめというふうにうたっておりますが、もう新聞等では成長戦略の中にスマート農業ということを入れなさいということで動いております、これを推進するという部分に関しては間違いなく国の施策の中に入ってくるという思いをしております。この部分の推進では、質問の中にも書いてありますが、労働力の軽減、それからコスト低減、幾つもある目的があって、最後に新しいものを導入して近代的な農業をすると今の若い人たちが農業っておもしろそうとか、これでちゃんといい生活していけるのだということを見せてやるのが次の若手を育てるための一つでもあるなというところ、これもまた酪農でいくと搾乳ロボットですとか、あと今は、もう少しでできるといっているのですけれども、乳牛なり牛の発情をスマートフォンとか、ビデオ撮影した中で行動とかパターンで1頭1頭の発情を見きわめるという、そういうシステムももうじきでき上がるそうです。それから、水稲でいきますと水管理システム、スマホで田んぼの水管理ができるような時代になっています。この水管理は、春先水田起こしてから8月のお盆ごろまで、朝晩見たり、かなりの労力を有する部分がそれによって解消されていくのだという、そういうシステム。それから、今一番有望視されているのがGPSを使って田植え機の自動操舵、これはもう完成されていまして、オペレーター1人で苗補充もして、運転席から離れることができるというもの。

それから、今年の秋には3農機メーカーがロボットトラクターを発売します。今までは追従してUターンすることができなかつたのですけれども、今度は1人のオペレーターで2台を完全に操縦することができる。Uターンもしてくれるという、そういうロボットトラクターがもう発売されるという、そのぐらいの新しい技術。それがスマート農業の推進という中でいきますと、かなりの部分でもうそういうところが広まっています。そういうのを羽幌町農業としても率先して取り組めるような形を何かの形で支援することが、今の労働力不足ですとか、それから逆に言うと、さっきのに戻りますけれども、パートナー対策に対して、今の農業ってという女性の見方も変わってくればまたそれは変わるでしょうし、いろんな部分であると思うのですけれども、そういう部分でこれもまた北海道でも実際に対策打っている町村も実はもうあります。そういう部分をぜひ町としても、農業者はいろんな要望あると思うのですけれども、そういうのを組み入れて取り入れて、新しい魅力ある農業のためにぜひ取り組んでいただきたいのですけれども、そこら辺お考えどうでしょうか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

ただいま村田議員おっしゃられたようないろんな部分でスマート農業進んでいるということは、我々も認識しているところであります。例えばですけれども、先ほど言いました搾乳のロボット、ロボット牛舎ですとか、そういうような部分で、町がという前に、例えばですけれども、国の補助事業があったりですとか、そういうもろもろございますので、そこで施策の動向を見きわめながらということをお願いしましたがけれども、現状でも機械についてはリースの事業ですとか、そういうもろもろございますので、その辺も見きわめながら、町が独自でというようなところがどこが可能なかですとか、そういうようなものを含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 搾乳に関しては、確かに事業がありまして、それを取り入れる。事業がないのは、小さな部分のGPSを使った直進型の田植え機ですとか、そういう部分に関しては余り、リース事業も今ちょっと、実は耕種では余りないので、そこら辺は苦しいところなのですけれども、その分割高になる部分がやっぱりなかなか手が出せない。あと、一番は、GPSの機能を衛星を使って利用しているのですけれども、海岸線のほうが精度がよく、山縁の奥へ入るほど精度が悪くなるという現状があります。それを解消するためには、実を言うとGPSの地上の基地局を建てていただくと非常に精度がよくなっていくという、そういうこともございまして、そこら辺も加味して、これからの特に若手はそういう農業に大いに興味を持っていると思いますので、何かそういう手だてができればよろしくお願ひしたいなと思います。

4点目の鳥獣被害のほうに入らせていただきます。これは、大きくアライグマとエゾシカが断トツに被害としてはあります。あとのここに書いてありますアオサギ、ノバト、ノ

バトはちょっとすると豆がずっとなくなるということはありますけれども、被害的にはこの2点で再質問をさせていただきたいと思います。答弁の中でいけばアライグマが先なので、アライグマの現状です。年々殺処分する頭数がふえてきて、各町村全てがここら辺近隣は100頭超えというところまできておりまして、今年度も春から私のところでももう2頭入っていますし、羽幌町全体では30頭ぐらい捕獲しているということでもありますから、相当な勢いでふえているのだと。水田を見回りしていても、タヌキに会わないでアライグマに会うというような状況ですので、これは外来種、外来動物なので、頭数はゼロにしなければならない、目標としては、確かに今年も10基箱わなを買う。去年も買っていますし、毎年その対策はしているのですけれども、これでは私は抜本的な対策にならないと思うのです。それで、専門家だとか、アライグマの生態に詳しい人だとか、越冬はどこです、繁殖はどうする、そういう詳しい人と勉強会なり、これは近隣町村も含めてですけれども、一体となって対策をしないとなかなか頭数が減っていなくなるようなことにはならないと思うのですけれども、そこら辺これからわなを購入して捕獲体制を強化するだけでなく、違うアライグマを絶滅させるための方策を考えて対策を打っていく考えはありませんか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年103頭で、一昨年が70頭、平成28年に一旦27年よりも若干落ちたので、ちょっとほっとしていたのですけれども、その後またうなぎ登りということで、プラスして昨年まで確認されていなかった増毛町も、増毛町の場合は町なかにも出てきたというようなことがありまして、今おっしゃられたとおり、近隣といいますか、留萌管内で全域で確認されたということでもありますので、我々としても、例えば振興局が主催をしておりますけれども、毎年鳥獣被害の防止の協議会等が管内単位でもございますので、その中で、その機会にということではなくて、振興局のほうには今言われた例えば専門家の方の話を聞いてだとか、そういうようなことを前段で要望をしていきたいというふうに思います。今言われたとおり、羽幌だけではないですし、例えば苫前町はほぼ毎日施設組合のほうに今運んでいるという状況のようでもありますので、喫緊の課題というような位置づけでそのような対応をとりますか、考えで振興局のほうにもお願いをしたりですとかということをしていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 私も素人ですので、どういう形がいいのかわかりませんが、最大限知恵を絞って、ゼロになるように、せめて管内はゼロになるように努力をさせていただきたいと思います。

エゾシカのほうもほとんど同じような状況でして、私たちもとりあえず自分たちのできる範囲でやっているつもりではあるのですが、一向に被害が減るような状況ではありません。去年も沢に入っている麦畑が七、八反、刈りに行ったら穂が全部なかったと、そうい

うような状況。秋には大豆も踏みつぶされるわ食べられるわで、コンバインで刈れる状況でなくなってしまうというようなことが続いております。それで、これも幾つかやっぱり問題がありまして、ある程度頭数の管理ができるようにならないと、農作物だけでなく山もかなりやられてしまうということもありますので、まず1点は管内なら管内、3町村なら3町村の頭数管理をできる体制をどうやって整えていくのか。これは、一番いいのは管内的に取り組んでもらって、できればその中に、今ジビエブーム、振興局なんかでも食堂で出していますけれども、そういう部分も組み入れた中で取り組んでいけたらいいなという部分で、まずは頭数管理、この場合専門家に聞くのが一番いいのしょうけれども、どういう形にすればいいのか、私もプロではないので、そこら辺と、食肉の部分に関しては前に課長が旭川のほうからそういうお話がありましたというのも消えて、今は余り聞かないですし、そこら辺の状況も含めてこれからエゾシカの対策どうとっていくのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

エゾシカの対策については、まず1点目、頭数管理という部分でありますけれども、先ほどアライグマの部分でもお話ししましたけれども、振興局管内のそういう協議会がございますので、その中で同じように、例えば鹿の専門家ですとかという部分の要請ですとか、あと管理手法についてどのような方策がいいのかというところについては、それも先ほどのアライグマと同じように要請をしていきたいと思っております。ただ、現状、つい先日もちょっと猟友会の方とお話しする機会ありまして、話を伺ったのですけれども、やはり頭数は減っていない。当然減っていないというような認識であります。今解禁といいますか、4月以降に一応年度がわりの部分でとっていただいています、4月の早い段階で枠の150とってしまったというぐらい多いというようなお話がありました。これは来年度に向けての話なのですけれども、5月、6月になると草が伸びて、鉄砲を撃つのも危険だということで、やはり勝負は3月、4月、特に3月は例えば雌はおなかに子を抱えていることが多いということで効率がいいというような部分のお話もまた改めて聞きまして、先ほど言った150というのは道からの、国なのですけれども、補助金の枠という部分でありますので、例えば町と農協ですとか、あと受益者といいますか、そういうような部分で新たにそれにプラスして3月の時期にとれるような方策がとれないかというような部分を具体的に来年度の予算に向けて検討を始めたというところであります。

あと、先ほど言いましたジビエの肉の加工の部分でありますけれども、肉の加工をできる物件を羽幌町で探しているというようなことで、いろいろ我々もいろんな情報を提供していたのですけれども、天塩町にちょうどいい物件があったということで、天塩のほうでそういう加工場をつくるというような話までは聞いております。ただ、その後稼働したとかという話聞いていませんので、その後どのようになったのかは確認をしていないところあります。もし近場でそういうところがあれば、例えばとれば、当然ですけれども対価

が発生するということでもありますので、そういう部分ではすごく頭数管理にも寄与するのかなというふうに思っていたところでもありますけれども、なかなかその後そういった情報が入ってきていないという状況でありますので、天塩町でいいのが見つかったというところまでとどまっているという状況です。

以上です。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 状況はわかりました。今5月過ぎて草が伸びたら非常に危ないと、確かにそのとおりだと思います。やっぱりとるのは春先が一番効率がよいというのもわかっております。ただ、その中で1つ問題あるのは、今は猟銃者がだんだん高齢化してきて、確かに農業者も数名免許を持って鉄砲を持っていますが、実を言うと私のところにもいるのですが、農作業が忙しくなると仕事を朝早くからやらなければならなくて、せっかく鉄砲持っていて撃ちに行くことができない。夕方暗くなるともう撃てないということで、なかなか自衛ができないものですから、町の猟友会の人方が今とってくれているから、これだけの頭数とれますけれども、これがもしいなくなったら、農業はしなければならないわ鹿は駆除しなければならないわで体2つ要ようになってしまうので、そこら辺も、今も補助制度はありますけれども、もうちょっと農業者以外で猟銃を持ってくれる人を育成してもらいたいというのがまず1件あります。それは、何かの形でお願いしたいと思います。

それと、頭数管理ではないのですけれども、これは8年ほど前かな、国のあれで電牧を張って被害を食い止めた経過がございまして、それはそれで、完璧ではないのですけれども、結構効果もあってよかったのですけれども、もう劣化がひどくて、バッテリーもだめ、電牧の線はほとんど雨降るとパスパスいって役に立たないような状況になってきております。そこら辺は、今農協のほうと話をして、そこら辺の事業がないので何とか、被害を軽減するという部分では有効なものですから、ぜひ検討を。それと同時に、町道だとか道道だとか、そういうところは実は電牧張れません。そういうところのすき間から、通り道のようにそこは通ってきます。それは、実を言うと今は音と光、そういうものをそういうところに置いて、電牧を張っていないなくてもそこに来ないようにするという、そういう機器も、ちょっと値段高いものですから、手出ないのですけれども、発売、出てきております。そういうのも含めて、農協もそういうことを考えているということなので、検討してもらえればなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（森 淳君） 村田議員、時間が経過しました。最後の締め追加があるのであれば、引き続き質問して最後の答弁にしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

では、1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 今のと、町長も1次産業は羽幌町の産業として守らなければならないということで、よりよい産業にして、後継者も育てて、今まで頑張った農業者がやってよかったと、若手も農業継いでよかったというような形になれるように最大限努力をし

ていただきたいと思います。これは私の気持ちです。答弁は、先ほどの鹿の被害軽減の電牧の関係の答弁でよろしくをお願いします。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

電牧ですとか後で言われました電気等での部分でありますけれども、その部分についてはまだ話伺っていなかったもので、後日といいますか、農協のほうにも確認をいたしまして検討させていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） これで1番、村田定人君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（森 淳君） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会します。

（午後 4時19分）